

ご あ い さ つ

近年、情報通信技術の発展やインターネット環境の飛躍的な普及により、だれもが簡単に情報を入手でき、情報交流についても盛んに行われるようになりました。一方で、高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化により、家族の絆や地域社会のつながりの希薄化が危惧されています。

また、新型コロナウイルス感染症により、様々な活動やイベントが縮小、中止になったことも地域活動の停滞の一因となっており、人々の生活に大きな影響を与えています。

このような状況の中で、改めて、互いに助け合い、支え合う地域社会を創っていくことの必要性、重要性が認識されています。

本市では、令和3年3月に、市政運営における指針であり、市の最上位計画となる「東金市第4次総合計画」を策定いたしました。総合計画では、市民力、地域力、多様なコミュニティ力を、まちづくりの基礎、土台として位置付けており、これらの力を蓄えていくことが、互いに助け合い、支え合う地域社会の実現に繋がるとともに、本市が目指すまちへの羅針盤を下支えするものと考えております。

このたび策定いたしました「第3次東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画」においても、総合計画のコンセプトに準じ、「自然豊かな郷土で 市民が支え合っ て ぬくもりあふれるまち 東金」を基本理念に、自助、互助、共助、公助のそれぞれの役割分担の下で相互に補完し合いながら、地域社会を構成するあらゆる人たちがともに手を携えて、計画を進めることとしています。特に、地域福祉を取り巻く課題の解決策として「互いが助け合うまちを目指して」を基本方針とし、互助の必要性をテーマとした計画としております。地域福祉の推進のため、市民の皆様のお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見、御提言をいただきました東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめ、各種アンケート調査に御協力いただきました市民の皆様に、心から感謝と御礼を申し上げ、御挨拶といたします。

令和4年3月

東金市長 鹿間 陸郎

ご あ い さ つ

渋沢栄一が明治 41 年に中央慈善協会（現在の全国社会福祉協議会）初代会長に就任から 100 年余り、特に戦時中、戦後、オイルショック、バブル崩壊等々、いろいろと福祉の必要な時代があったこととおもいます。

近年、少子高齢社会が急激に進むなか家族形態や地域社会が大きく変化しています。核家族の進行、生活様式の多様化などにより地域における互助のかかわりが薄くなっております。

さらに、一昨年来長引く新型コロナウイルス感染拡大は経済活動に大きな打撃を与え、生活困窮者の増加と外出制限といった物理的また心理的分断が生じ、地域で生活していく中で様々な問題が起きております。

このような環境のなか誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていける福祉の指針「第 3 次東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が策定されました。

この計画をもとに、自助・互助・共助・公助のそれぞれの役割分担のもと、あらゆる市民、老いも若きも支えあい、助け合い、そして地域で活動する様々な団体、企業、関係機関、行政等に協力いただき、地域共生社会を推進し、お互いの幸せを守り育てる、福祉の実現に向け市民の皆様と協働して地域福祉の向上に努めてまいります。

今後ともより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様をはじめ区会・福祉関係団体等多くの皆様に衷心より感謝とお礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

社会福祉法人 東金市社会福祉協議会

会長 真行寺 洋男

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	6
第2章 東金市の現状と課題	9
第1節 東金市の概況	11
第2節 調査結果に見る東金市の現状	25
第3節 第2次計画の評価	38
第4節 東金市の地域福祉を取り巻く課題	41
第3章 計画の基本的な考え方	45
第1節 基本理念・基本方針	47
第2節 施策概要・施策体系	49
第4章 市の施策展開<<地域福祉計画>>	55
基本目標1 地域力の強化	57
取組方針1 地域福祉活動への支援	57
取組方針2 地域福祉の理解と関心を深める取組の推進	59
取組方針3 地域福祉情報の提供	61
基本目標2 市民に寄り添う支援体制の整備	63
取組方針1 相談体制の構築	63
取組方針2 自立と社会参加への支援	65
取組方針3 未来に繋がる子どもへの支援	68
取組方針4 社会福祉協議会との連携	70
基本目標3 安全な暮らしと健康づくり	72
取組方針1 災害等に備えた地域体制づくり	72
取組方針2 犯罪や交通事故を防ぐ体制づくり	75
取組方針3 健康づくり、介護予防の推進	77
取組方針4 生活環境の整備	79

第5章 市社協の施策展開<<地域福祉活動計画>>	81
基本目標1 互いを気にするきずなづくり	83
取組方針1 ご近所力（互近助力）の向上	83
取組方針2 ふくしの情報提供機能の充実	89
基本目標2 繋がりを広げるまちづくり	94
取組方針1 孤立させない取組の強化	94
取組方針2 ふれあいを育む場の推進	98
取組方針3 多様な主体と連携した地域づくりの推進	102
取組方針4 相談・支援体制の充実	106
基本目標3 地域を支える人づくり	110
取組方針1 地域で活動する人材の育成	110
取組方針2 ボランティア活動の活性化	116
 第6章 各地区の施策展開<<地域福祉活動計画>>	 123
第1節 地区別の地域福祉の推進	125
 資料編	 153
1 策定の経過	155
2 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	157
3 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員	159
4 用語解説	160

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識の高まりなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域においても、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1世帯で複数のリスクを抱える問題も生じています。

東金市（以下「本市」という。）では、かつての地域住民同士の助け合いの仕組みに加え、地域社会を構成するあらゆる人たちがともに手を携え、地域の誰もが支え合う体制づくりを地域社会において創出していくため、平成29年3月に「東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、地域福祉の推進のために様々な取組を実践してきました。

国では、これまで高齢者や障がい者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取組を充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「自分ごと」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

本市では、第2次計画の成果やニーズ等を踏まえ、これからの本市における地域福祉を推進するための指針として、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第3次東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりを行うことです。

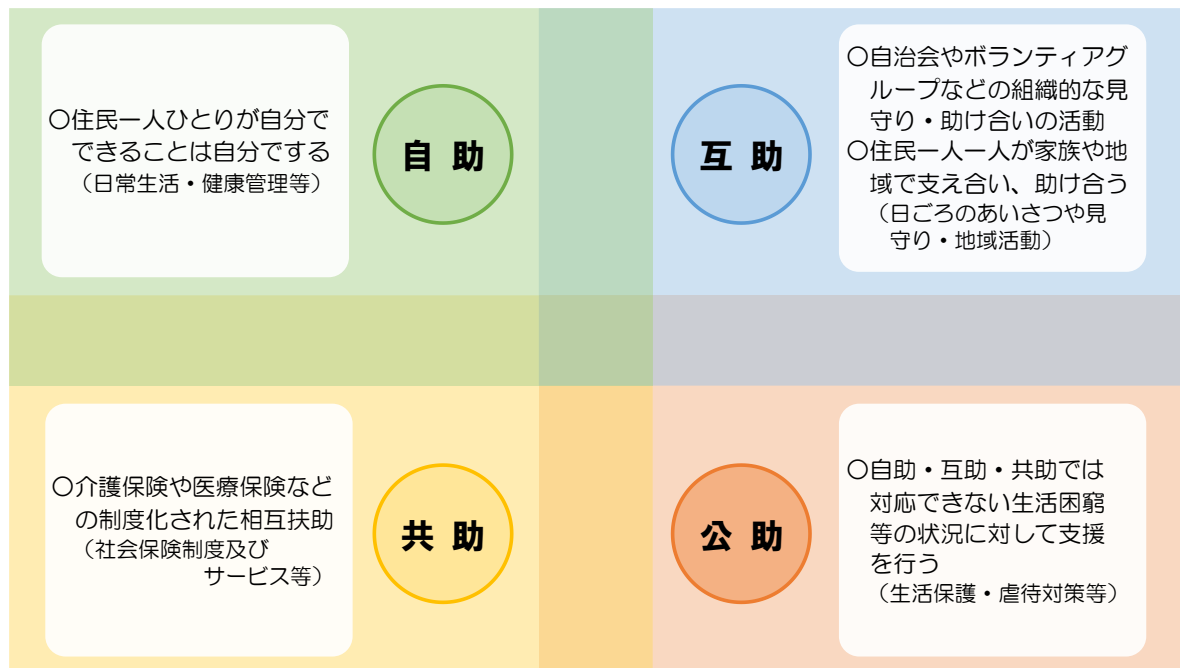
そのためには、まずは一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つことが大切です。

ただし、「自助」には限界があることから、家族や地域で助け合い支え合う「互助」の考え方を持つことが重要です。「互助」には、区会・自治会やボランティアグループなどの組織的活動としての広義の「互助」と、個人的な関係性をもつ人同士が助け合う狭義の「互助」がありますが、共通することは、助け合い支え合うという考え方です。

また、助け合いの地域づくりには、市民が費用を負担し、行政の助け合いのもと必要な支援を行う「共助」、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して行政が支援を行う「公助」が必要となります。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域社会を構成するあらゆる人たちがともに手を携え、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

■本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方



3 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の課題や社会資源の状況等を共有し、それぞれの立場において役割を担い、かつ相互に連携することで、福祉の両輪として地域福祉を進展させていくための計画です。

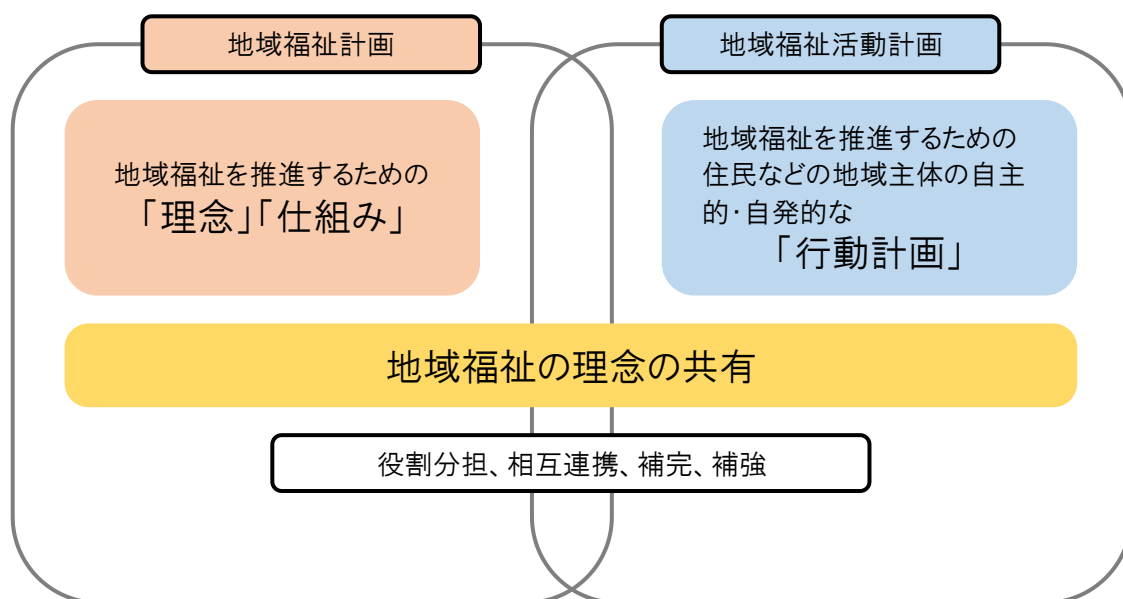
本市と東金市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、理念や仕組みを示す「東金市地域福祉計画」と、それらを実現するための取組を示す「東金市地域福祉活動計画」を一体的に取りまとめた「東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定しています。

また、国は「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」を掲げ、「地域共生社会」の実現を目指していますが、そのためには、市民の暮らしと生きがいを生み、地域とともに創っていく社会の形成が必要となります。

本計画においても、地域住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できる仕組みを構築していくことが求められることから、国の動向を踏まえながら、地域共生社会の実現を目指します。

なお、本計画は、地域の様々な課題解決を図るための具体的な仕組みや取組を定めるもので、自助・互助・共助・公助の概念のもと、行政運営の方針であると同時に、市民、区会（自治会）等の地域団体、事業者、関係機関等にとって、活動を推進する上での基本的指針となります。

■本計画のイメージ図



第2節 計画の位置づけ

1 法的根拠

①地域福祉計画(市町村)

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

また、地域福祉の推進に関する事項として、次の事項を一体的に定めます。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

②地域福祉活動計画(市町村社協)

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定による民間組織である社会福祉協議会が地域福祉の推進を目的として策定する行動計画であり、上記の理念や仕組みをもとに、具体的な実現に向けての活動内容を定める計画です。

また、地域福祉の推進に関する事項として、次の事項について記載します。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 計画の期間

本計画の実施期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、地域における課題や取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

3 他の計画との関連

①本市の関連計画

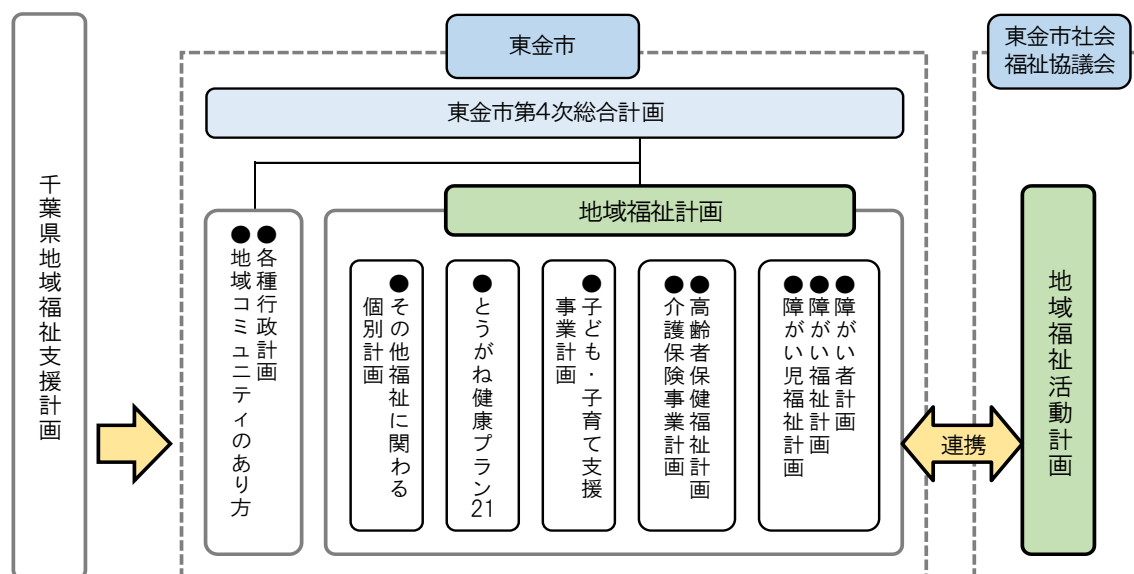
本計画は「東金市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の個別分野を束ねた福祉分野に関する総合的な計画です。

また、本計画の「施策③ 成年後見制度の利用促進」(67頁)を成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」として、「施策①再犯防止の推進」(65頁)を再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付け、一体的な支援体制を構築します。

②他機関等の関連計画

社会福祉法第108条に基づき、市町村の地域福祉の推進を支援し、計画の達成に資するため策定された「千葉県地域福祉支援計画」との整合を図ります。

■他の計画との関連のイメージ



4 計画の策定体制

①計画策定委員会による検討

東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会は、市民参加を推進する観点から、公募委員、学識経験者及び関係機関代表等による委員 15 名で構成されており、全3回にわたる審議を行いました。

②庁内検討委員会による検討

庁内における検討組織として、庁内検討委員会を設置しました。委員会は関係各課の代表等で構成し、全4回にわたる庁内検討を行いました。

③市民へのアンケート調査

地域福祉の現状、行政に対する要望、市民の地域福祉に対する意識等を把握し、計画に市民の声を反映していくことや、今後の福祉施策へ生かしていくことを目的として、市民を対象としたアンケート調査を行いました。

④地区別アンケート調査

地域活動を担っている団体の福祉に対する考え方や地域活動への参加状況等の実態を把握するとともに、意見や提言を広く聴取し、計画策定に反映していくために、本来であれば、地区別で策定懇話会を開催するところでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域の福祉活動関係者を対象としたアンケートに変更し、調査を行いました。

⑤パブリックコメント

計画素案に対する市民からの意見を聴取するため、令和4年2月15日から3月16日までを期間とするパブリックコメント（市民意見の公募）を実施しました。

第2章 東金市の現状と課題

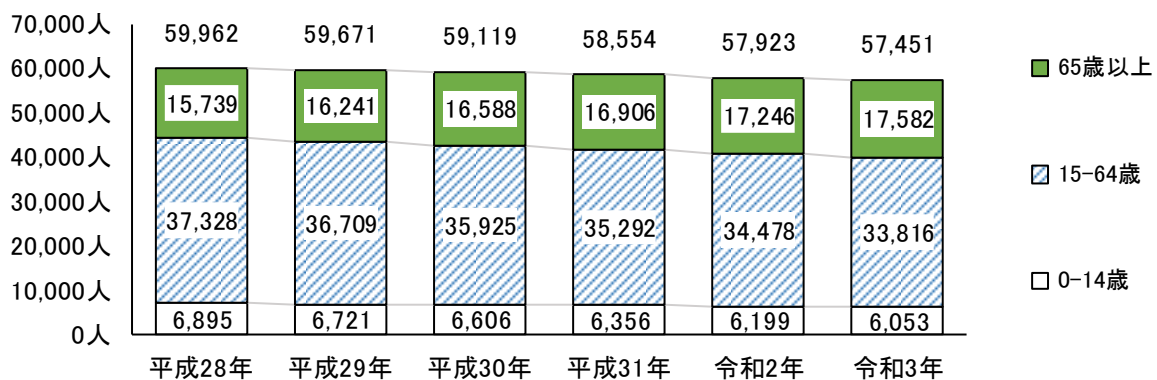
2 人口及び世帯の状況

①人口の推移

本市の総人口は、令和3年4月1日現在で57,451人となっており、平成28年から4.2%（2,511人）減少しています。

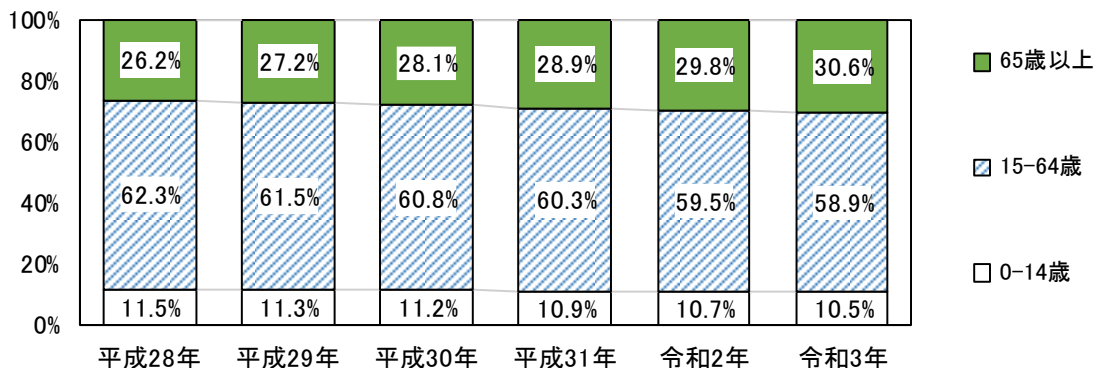
年齢3区分で見ると、65歳以上の高齢者人口は一貫して増加しており、令和3年には30.6%（17,582人）となっています。一方で、0歳～14歳の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口は年々減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：東金市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



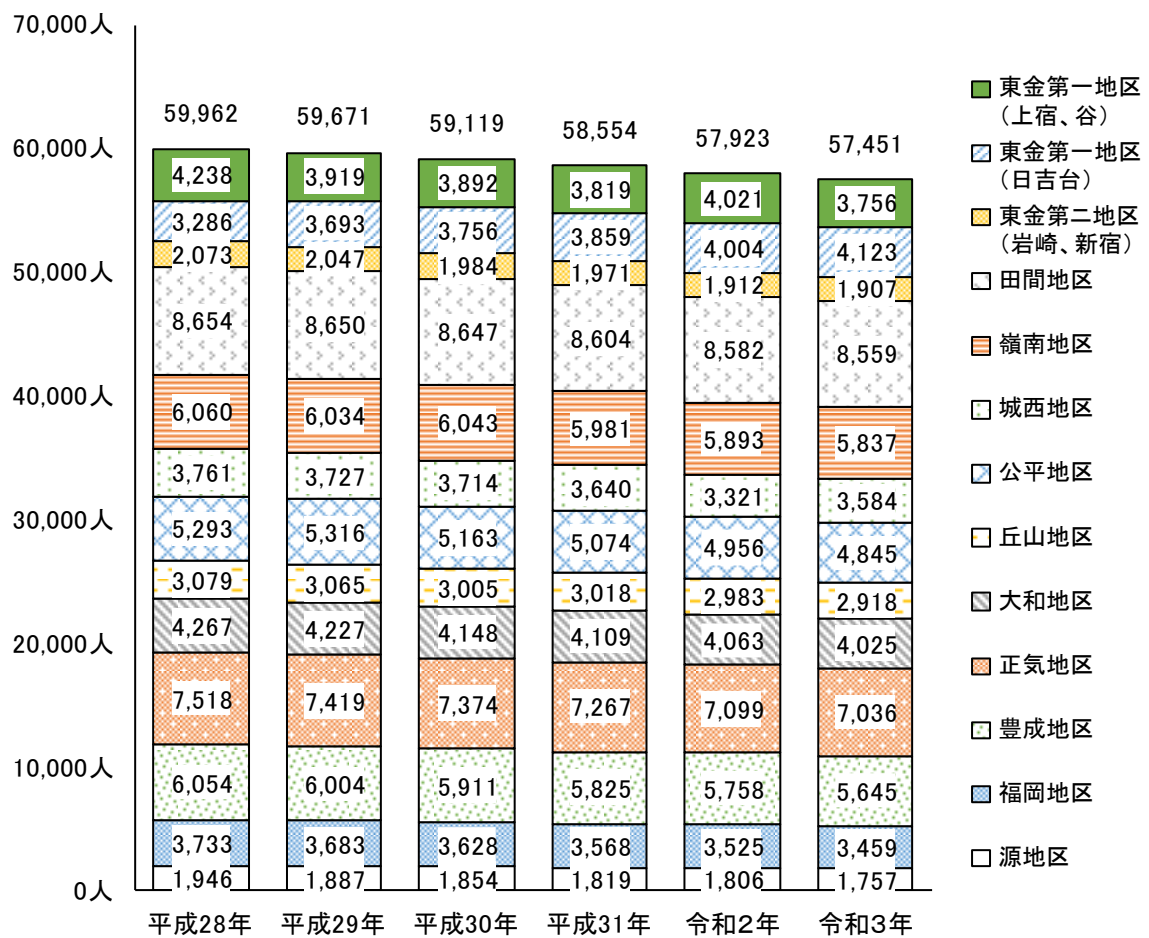
資料：東金市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

②地区別人口の推移

本市の地区別人口をみると、平成28年から令和3年にかけて、東金第一地区（日吉台）では25.5%（837人）増加しています。

一方で、その他の地区では減少しており、特に源地区では減少の割合が最も高く9.8%（189人）減となっています。

■地区別人口の推移



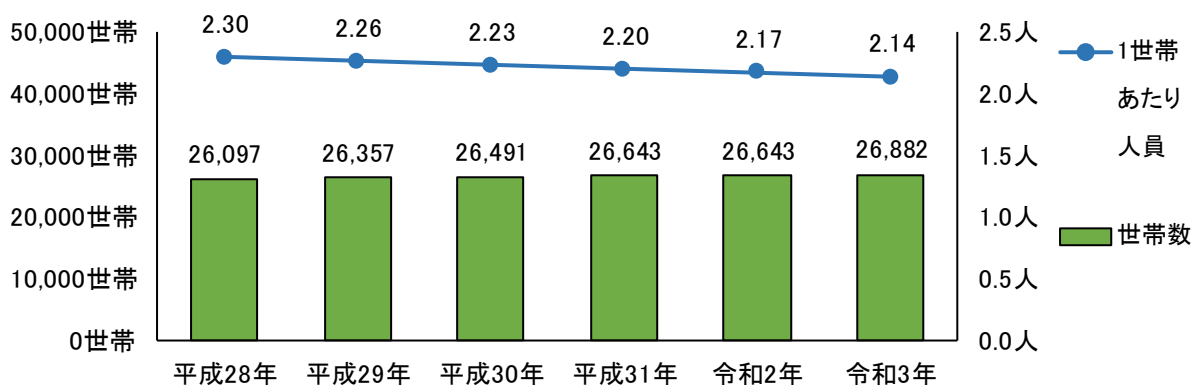
資料：東金市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

③世帯数の推移

本市の世帯数は、令和3年4月1日現在で 26,882 世帯となっており、平成 28 年から 3.0%（785 世帯）増加しています。一方で、総人口が減少していることから、1 世帯あたり人員は減少しています。

また、一般世帯に占める世帯構成をみると、核家族世帯は全体の半数以上を占めているものの、令和2年に減少に転じています。一方で、単独世帯は一貫して増加しています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：東金市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

■一般世帯に占める世帯構成の推移

単位：世帯、%

	平成22年		平成27年		令和2年	
一般世帯※	24,348	100.0	25,053	100.0	25,309	100.0
親族のみの世帯	16,477	67.7	16,441	65.6	15,927	62.9
核家族世帯	13,378	54.9	13,769	55.0	13,584	53.7
非親族を含む世帯	299	1.2	259	1.0	253	1.0
単独世帯	7,572	31.1	8,353	33.3	9,129	36.1

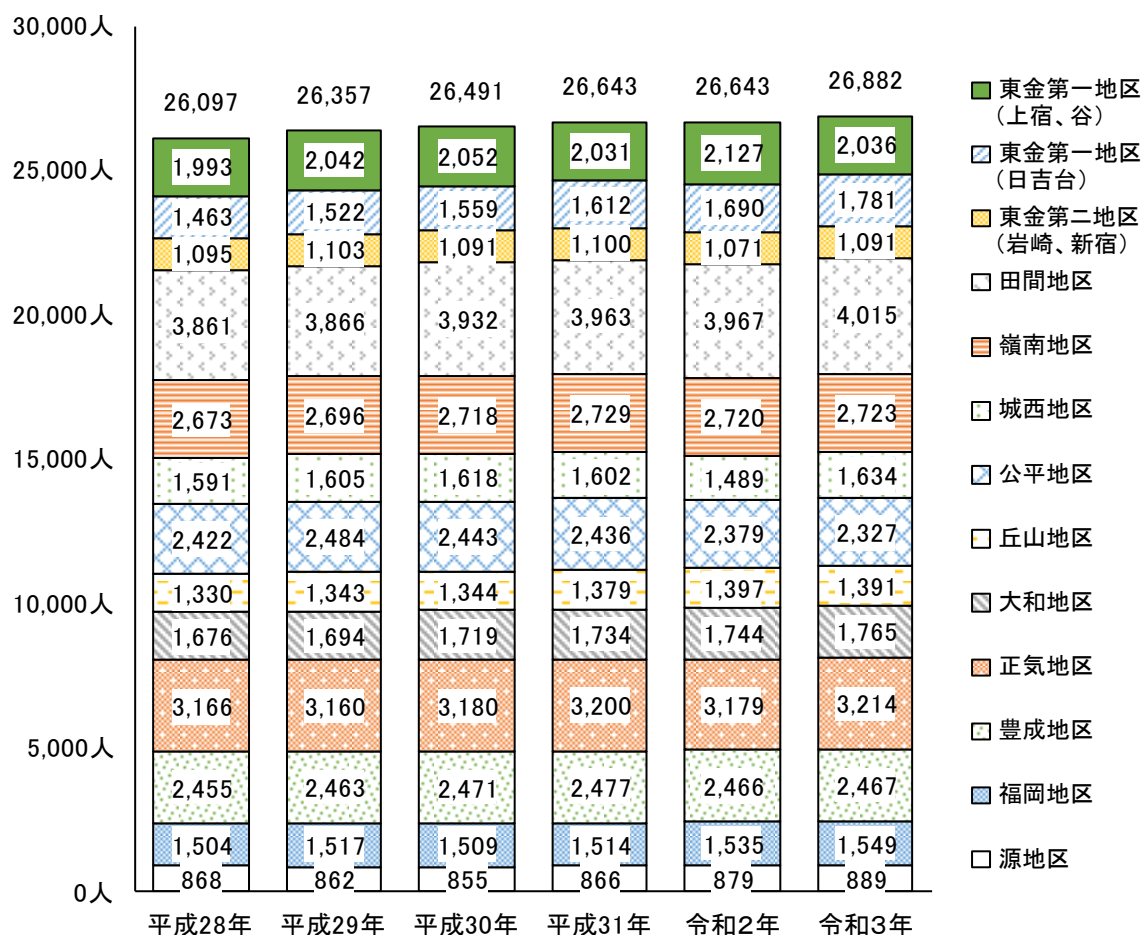
資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

※世帯の家族類型「不詳」を除く

④地区別世帯の推移

本市の地区別人口をみると、平成28年から令和3年にかけて、東金第一地区（日吉台）では突出して増加率が高く21.7%（318人）となっています。

■地区別世帯の推移



資料：東金市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

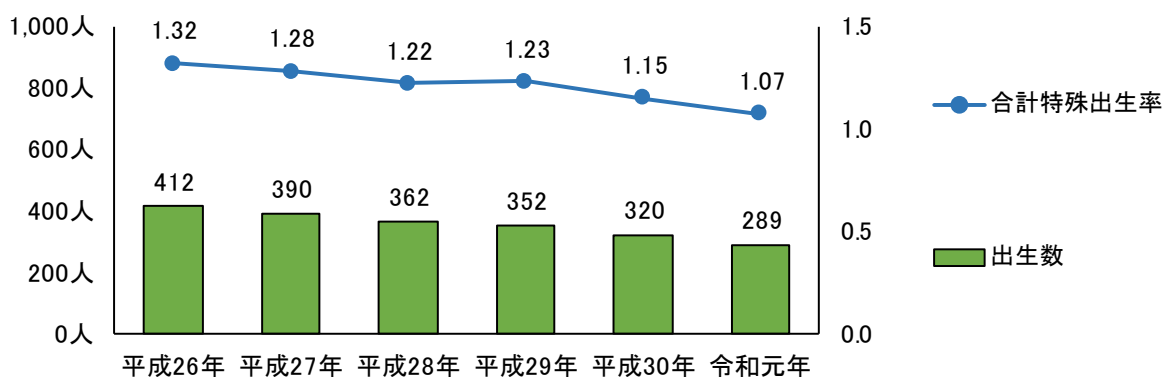
3 子どもの状況

①出生の状況

本市の出生数は、年々減少しており、令和元年では 289 人となっています。

女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率も年々低下しており、令和元年では 1.07 となっています。

■出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：千葉県「衛生統計年報」（各年1月1日～12月31日）

②ひとり親の状況

本市のひとり親世帯数は、平成 27 年から令和 2 年にかけて減少しており、令和 2 年では 394 世帯となっています。

内訳を見ると、母子世帯の割合が高く、令和 2 年では 90.6%を占めています。

■ひとり親世帯数の推移

単位：世帯、%

	平成22年		平成27年		令和2年	
ひとり親世帯	413	100.0	417	100.0	394	100.0
父子世帯	50	12.1	47	11.3	37	9.4
母子世帯	363	87.9	370	88.7	357	90.6

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

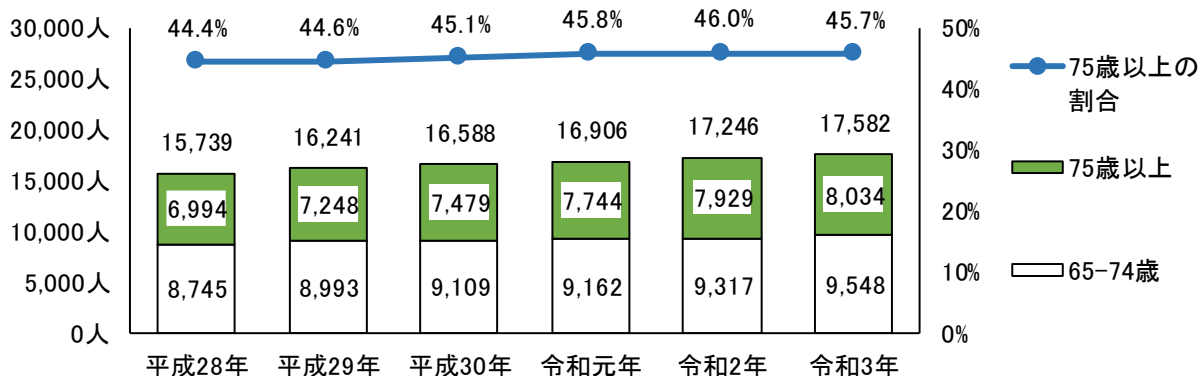
4 高齢者の状況

① 高齢化の状況

本市の高齢者数は、65～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者ともに年々増加しています。

構成比の大きな変化はなく、75歳以上の後期高齢者の割合は45%前後の横ばいで推移している状況です。

■ 高齢者数の推移



資料：東金市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

② 高齢者世帯の状況

本市の高齢夫婦世帯数と高齢単身世帯数はともに増加しており、令和2年では、高齢夫婦世帯が3,110世帯で全体の12.3%、高齢単身世帯が2,883人で全体の11.4%となっています。

■ 高齢夫婦世帯数及び高齢単身世帯数の推移

単位：世帯、%

	平成22年		平成27年		令和2年	
一般世帯※	24,348	100.0	25,053	100.0	25,309	100.0
高齢夫婦世帯	2,113	8.7	2,690	10.7	3,110	12.3
高齢単身世帯	1,708	7.0	2,297	9.2	2,883	11.4

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

※世帯の家族類型「不詳」を除く

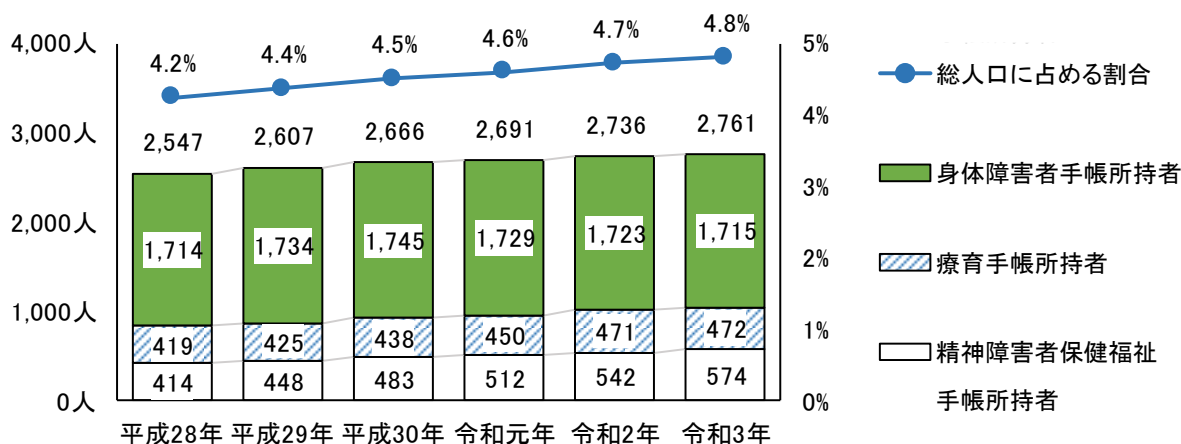
5 障がい者の状況

①手帳所持者の状況

本市の手帳所持者数は、年々増加しており、令和3年では2,761人、総人口に占める割合は4.8%となっています。

内訳を見ると、身体障害者手帳所持者は平成30年をピークに減少していますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は一貫して増加しています。

■手帳所持者数の推移



資料：千葉県「衛生統計年報」（各年1月1日～12月31日）

②重度心身障害者医療費及び自立支援医療費受給者の状況

重度心身障害者医療費及び自立支援医療制度等に基づく利用者は次の通りです。

■重度心身障害者医療費及び自立支援医療費受給者数の推移

単位：人

			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
重度心身障害者医療費			817	832	744	708	684	719
自立支援医療費	更生医療	入院	13	11	14	20	23	20
		入院外	32	44	55	65	82	98
	育成医療	入院	10	5	3	2	4	1
		入院外	6	0	2	2	2	0
	精神通院医療		814	846	898	922	1,005	1,160

資料：社会福祉課（各年度末現在）

6 地域の状況

①区会・自治会の状況

本市の区会・自治会加入世帯数及び加入率は年々減少しており、令和3年では16,049世帯、62.14%となっています。

■区会・自治会加入世帯数及び加入率の推移

単位：世帯、%

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
総世帯数	25,028	25,120	25,283	25,444	25,536	25,827
加入世帯数	16,533	16,491	16,410	16,328	16,158	16,049
加入率	66.06	65.65	64.91	64.17	63.28	62.14

資料：地域振興課（各年4月1日現在）

②ボランティアの状況

本市のボランティア団体数は年々減少しており、令和2年度では80団体となっています。

団体活動者数は2,100人台で推移していましたが、令和2年度に大幅に減少し1,879人となっています。

また、個人活動者数は令和2年度では26人となっています。

■ボランティア活動団体・活動者数の推移

単位：団体、人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和30年度	令和元年度	令和2年度
団体数	97	96	93	89	83	80
団体活動者(重複あり)	2,156	2,190	2,146	2,176	2,180	1,879
個人活動者	44	24	32	44	40	26

資料：東金市社会福祉協議会

③生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数は、年々増加しており、令和2年の被保護世帯（生活保護を受けている世帯）は667世帯、被保護世帯人員は857人となっています。

また、保護率は14.80%まで上昇しています。

被保護者世帯別分類をみると、高齢者世帯は平成28年から令和3年にかけて17.9%（55世帯）増加しています。

■生活保護世帯数及び世帯人員数の推移 単位：世帯、人、%（人口1,000人あたり）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
被保護世帯	595	630	639	653	663	667
被保護世帯人員	795	835	840	843	842	857
保護率	13.16	13.89	14.05	14.25	14.37	14.80

資料：社会福祉課（年間平均）

■被保護者世帯別分類 単位：世帯

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
高齢者世帯	307	315	331	355	345	362
傷病・障害世帯	231	227	218	220	230	230
母子世帯	25	28	29	27	26	26
その他世帯	57	65	57	68	54	56
合計	620	635	635	670	655	674

資料：社会福祉課（各年4月1日）

④ 成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度の利用状況をみると、令和2年の市長申立件数は、成年後見人が1件となっています。

■ 成年後見制度の市長申立件数の推移

単位：件

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
法定後見制度	2	0	0	1	1	1
成年後見人	2	0	0	0	1	1
保佐人	0	0	0	0	0	0
補助人	0	0	0	0	0	0

資料：高齢者支援課、社会福祉課

⑤ 虐待相談の状況

本市の虐待相談の状況をみると、令和2年では高齢者虐待が21件、障がい者虐待が3件、児童虐待が92件となっています。

■ 虐待相談対応件数・通報件数の推移

単位：件

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者虐待	9	18	15	15	14	21
障がい者虐待	3	3	3	7	4	3
児童虐待	14	75	53	87	96	92

資料：高齢者支援課、社会福祉課、子育て支援課

(※高齢者虐待の件数は相談通報件数)

(※児童虐待の件数は新規通告件数)

7 社会福祉協議会の状況

① 社協会員の状況

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、全国都道府県・指定都市・市町村に組織的に設立されている民間の福祉団体です。

地域が抱えている種々の福祉課題を地域全体の課題として捉え、地域住民とともに考え、解決しようとする公共性・公益性の高い民間の非営利団体として地域福祉の推進を目指しており、本市においては「東金市社会福祉協議会」が社会福祉法人として昭和49年に設立・認可されています。会員は、一般世帯の一般会員及び賛助会員、団体会員、特別会員から構成されています。

■ 一般会員数・加入率・会費収入の推移

単位：世帯、%、円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数	11,807	11,736	11,686	11,591	11,580	11,680
加入率	74.2	74.6	74.5	74.2	74.5	75.9
会費収入	5,903,600	5,868,100	5,843,100	5,795,600	5,790,100	5,840,100

※加入率は、各区長より報告のあった世帯数の95%に対して算出しています。

資料：東金市社会福祉協議会

② 共同募金の状況

千葉県共同募金会は、県内の地域福祉推進のため募金活動をしており、各市町村に支会が設置されています。東金市社会福祉協議会は、本市の支会として事務局を担い、共同募金運動を実施しています。共同募金は、広域と地域に配分されます。地域に配分された募金は、地区社協事業、相談事業、見守り事業、高齢者・児童・障がい者福祉事業、広報紙発行等へ活用されます。

■ 募金額と配分額の推移

単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
赤い羽根共同募金	7,236,323	7,185,828	7,146,654	6,541,284	6,813,400	5,988,067
歳末たすけあい募金	1,820,961	1,784,654	1,770,879	1,648,995	1,737,490	1,825,429
地域配分額	5,328,000	5,240,000	6,873,000	7,198,000	6,350,000	5,692,000

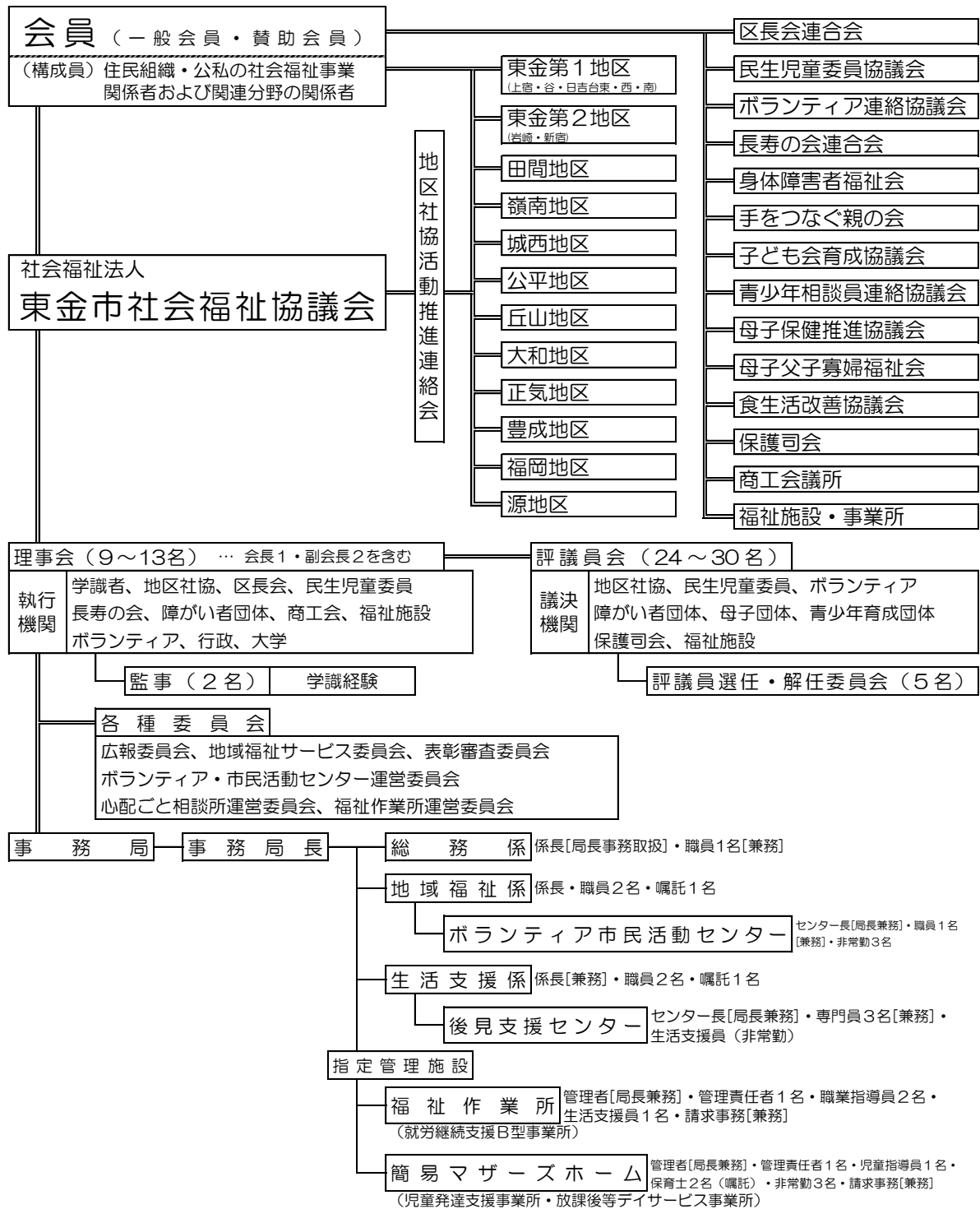
資料：千葉県共同募金会東金市支会

③市社協の状況

東金市社協は、必要な学識経験者等を加え、理事会、評議員会を構成し、組織的な運営を推進するとともに、各種委員会を組織して効率的な事業展開を図っています。

■社会福祉法人東金市社会福祉協議会組織図

(令和3年4月1日現在)



④地区社会福祉協議会の状況

本市では、市内を区長会の区域を基礎として、12地区社協を設置し、地域住民を中心に市社協や行政などと協働し、地域の特性を生かしながら、地域福祉活動を展開しています。

地域の中には、区会（自治会）等の住民自治を目的とした組織、機能別・年齢別・階層別の組織団体・グループ等、それぞれ目的を持って活動していますが、生活上の諸問題は複雑、多様化しています。

地区社協では、地域の住民自身が自発的に生活上の諸問題に関心を持ち、問題解決を図っていくために、地区内における各種住民組織・団体との協力体制の「場」づくりを大きな役割とし、地域の多様な社会資源の参画や協働の促進、連携強化を図っています。



■地区社協別一般会員数及び加入率の推移

単位：世帯、%

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
東金第1	1,792	83.5	1,791	83.8	1,791	84.4	1,787	84.4	1,795	84.6	1,861	87.7
東金第2	442	54.7	429	56.4	431	58.9	418	57.1	417	58.5	403	56.5
田間	1,201	65.9	1,161	63.8	1,161	62.7	1,161	63.7	1,161	64.6	1,161	65.5
嶺南	1,003	69.8	1,005	69.9	999	70.4	1,014	71.8	1,014	71.8	997	71.6
城西	581	63.9	587	65.4	567	63.0	520	58.0	510	57.4	556	62.9
公平	1,193	82.5	1,193	83.8	1,193	83.6	1,193	84.0	1,193	84.0	1,193	85.5
丘山	661	67.4	650	67.5	646	66.8	576	59.9	593	60.2	623	64.8
大和	934	78.6	895	76.3	892	76.6	892	75.3	892	76.2	892	75.6
正気	1,430	61.7	1,430	61.6	1,430	61.4	1,430	61.3	1,430	61.4	1,430	62.8
豊成	1,233	89.3	1,230	89.5	1,219	88.7	1,240	92.8	1,211	92.4	1,209	92.7
福岡	937	91.9	965	96.0	957	95.7	960	95.8	964	96.9	955	96.6
源	400	86.0	400	93.7	400	98.8	400	100.3	400	100	400	102.3
全体	11,807	74.2	11,736	74.6	11,686	74.5	11,591	74.2	11,580	74.5	11,680	75.9

※加入率は、各区長より報告のあった世帯数の95%に対して算出しています。

資料：東金市社会福祉協議会

第2節 調査結果に見る東金市の現状

1 調査概要

①調査目的

東金市が策定する「地域福祉計画」と、東金市社会福祉協議会が中心となって策定する住民の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」の基礎資料とするために、市民の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況等の実態を把握するとともに、意見や提言を広く伺い、計画策定に反映していくためにアンケート調査を実施しました。

②調査設計

	18歳以上の市民	地域の福祉活動に関わる団体
標本数	2,000 人	260 人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	12 地区社協
調査方法	郵送配布・郵送回収	個別配布・郵送回収
調査期間	令和3年8月	令和3年8月下旬～10月上旬

③回収結果

	18歳以上の市民	地域の福祉活動に関わる団体
有効回収数(回収率)	632 人(31.6%)	189 人(72.7%)

④集計にあたって

調査結果の数値は回答率(%)で表記しており、回答率の母数(n)は、各質問に対する回答者数です。

集計は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。このため、回答率の合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答可の質問では、母数に対する回答率のため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります。

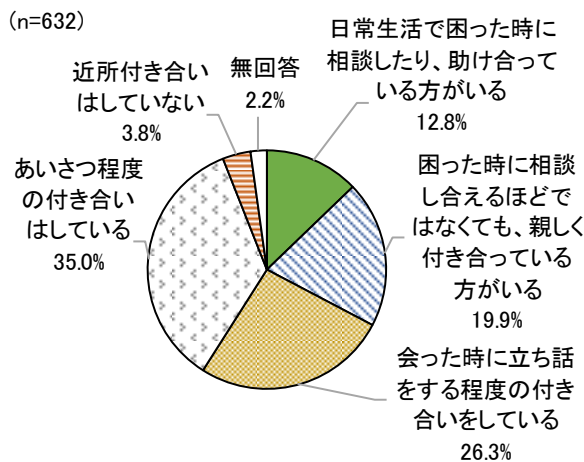
2 市民アンケート調査結果

①近所付き合いについて

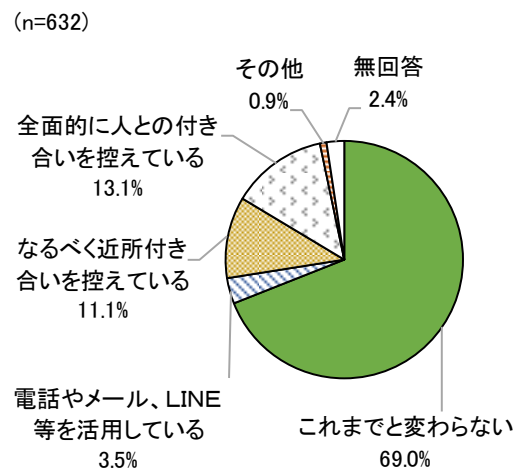
現在の近所付き合いは、「あいさつ程度の付き合いはしている」が 35.0%で最も多くなっています。また、コロナ禍の中での近所付き合いは、「これまでと変わらない」が 69.0%を占めています。

望ましい近所付き合いは、「困った時に相談し合えるほどではなくても、親しく付き合う」が 27.1%で最も多く、次いで「日常生活で困った時に相談したり、助け合ったりする」が 24.5%となっており、現在より積極的な関わりを持つことが望ましいと考える人が多くなっています。

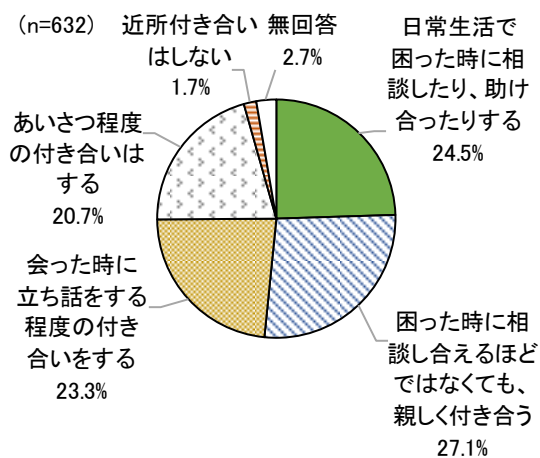
■現在の近所付き合い（1つ）



■コロナ禍の中での近所付き合い（1つ）



■これからの望ましい近所付き合い（1つ）



■現在と望ましい近所付き合いの比較

選択肢	現在	今後	差
日常生活で困った時に相談したり、助け合ったりする	12.8%	24.5%	11.7
困った時に相談し合えるほどではなくても、親しく付き合う	19.9%	27.1%	7.2
会った時に立ち話をする程度の付き合いをする	26.3%	23.3%	-3.0
あいさつ程度の付き合いはする	35.0%	20.7%	-14.3
近所付き合いはしない	3.8%	1.7%	-2.1

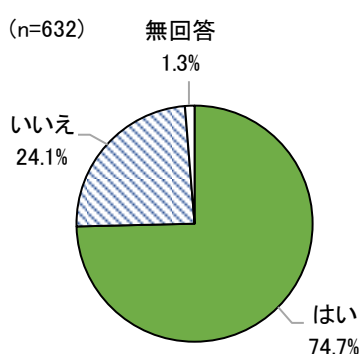
②区会・自治会への加入について

回答者の74.7%が区会・自治会に加入しています。

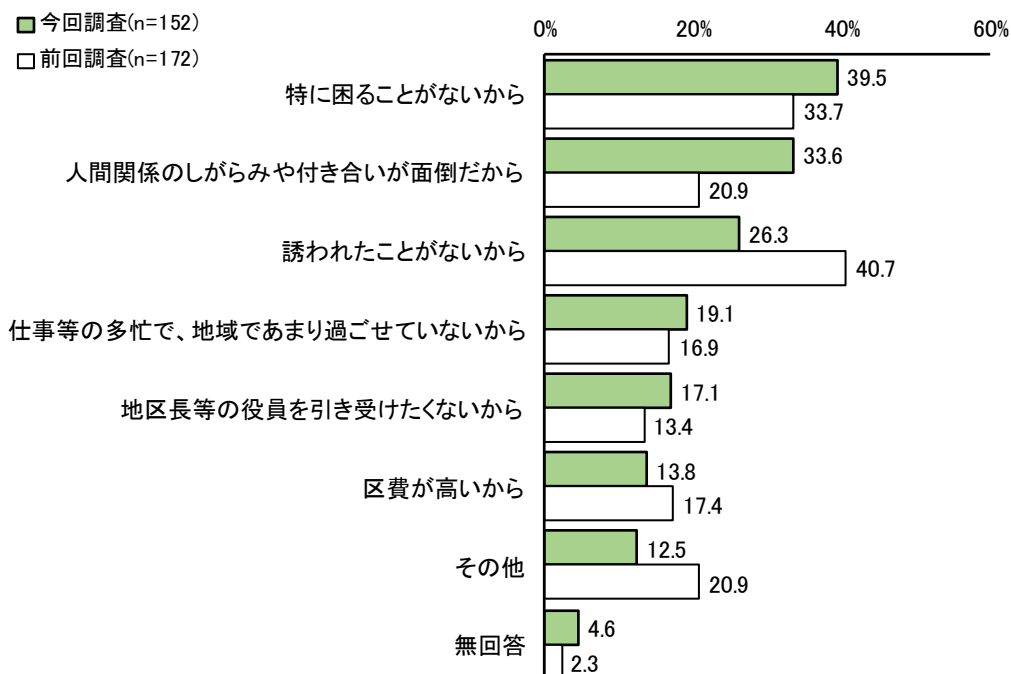
区会・自治会に加入していない理由は、「特に困ることがないから」が39.5%で最も多く、以下「人間関係のしがらみや付き合いが面倒だから」が33.6%、「誘われたことがないから」が26.3%などとなっています。

「特に困ることがないから」や「人間関係のしがらみや付き合いが面倒だから」などは、前回調査から割合が高くなっています。

■区会・自治会への加入（1つ）



■区会・自治会に加入していない理由（複数可）



③地域活動やボランティア活動等について

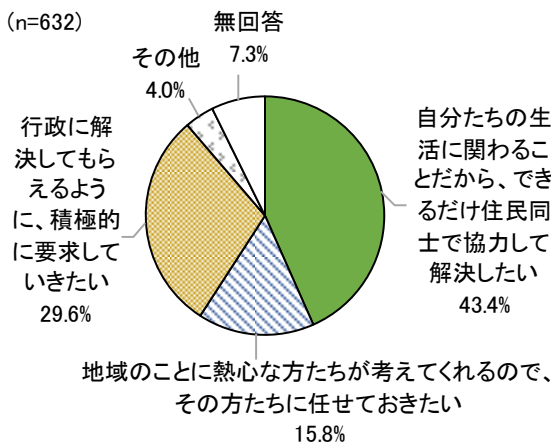
地域の身近な課題を解決する方法として、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が43.4%で最も多くなっています。

地域活動やボランティア活動等への参加状況は、「参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない」が33.5%で最も多く、「現在、参加している」は20.3%となっています。

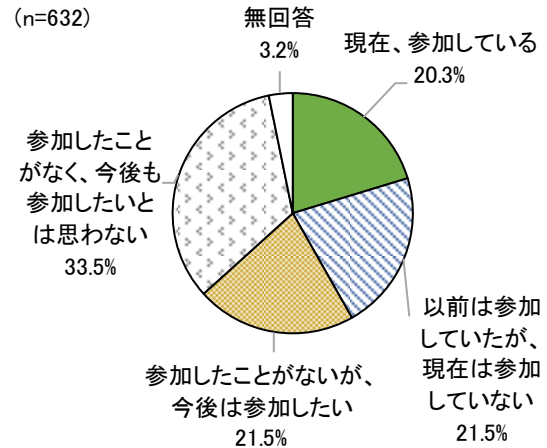
活動上の問題としては、「現在のメンバーが高齢化している」が40.2%で最も多く、以下「新たなメンバーが加入しない」が23.5%、「リーダーが育たない・役員が固定化している」が18.9%などとなっています。

一方、活動に参加したいと思う条件としては、「気軽に参加できる」が31.0%で最も多く、以下「活動時間や曜日が自由」が23.1%、「身近なところで活動できる」が21.3%などとなっています。

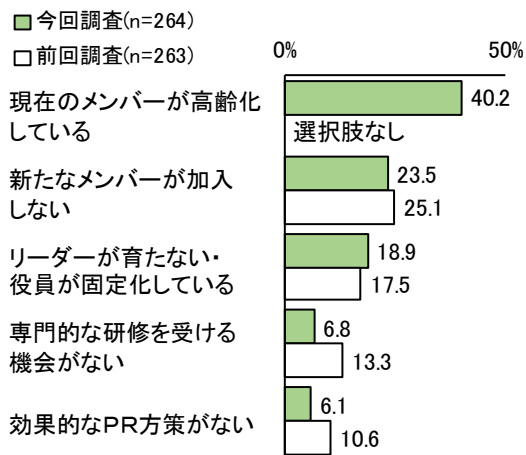
■地域の身近な課題を解決する方法（1つ）



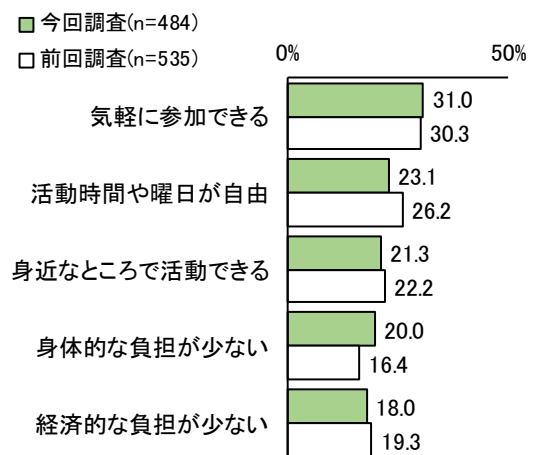
■活動への参加状況（1つ）



■活動上の問題【上位】（複数可）



■参加したいと思う条件【上位】（複数可）

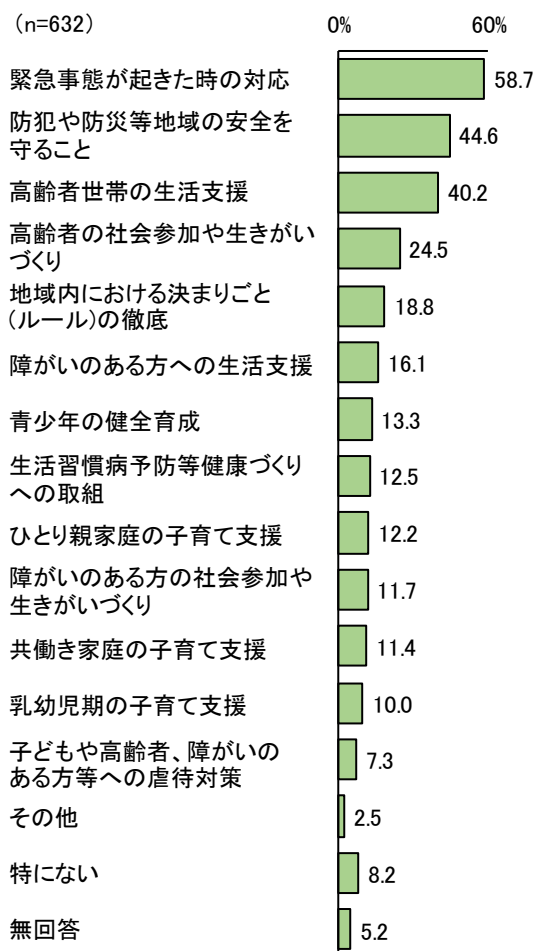


④地域づくりについて

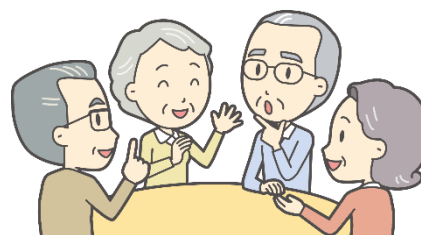
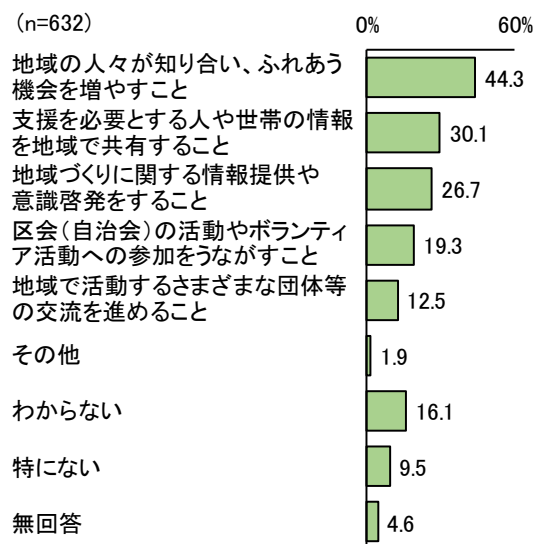
身近な地域において、地域住民が取り組むべきことは、「緊急事態が起きた時の対応」が58.7%で最も多く、以下「防犯や防災等地域の安全を守ること」が44.6%、「高齢者世帯の生活支援」が40.2%などとなっています。

また、住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために必要なことは、「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすこと」が44.3%で最も多く、以下「支援を必要とする人や世帯の情報を地域で共有すること」が30.1%、「地域づくりに関する情報提供や意識啓発をすること」が26.7%などとなっています。

■身近な地域において、地域住民が取り組むべきこと（複数可）



■住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために必要なこと（複数可）

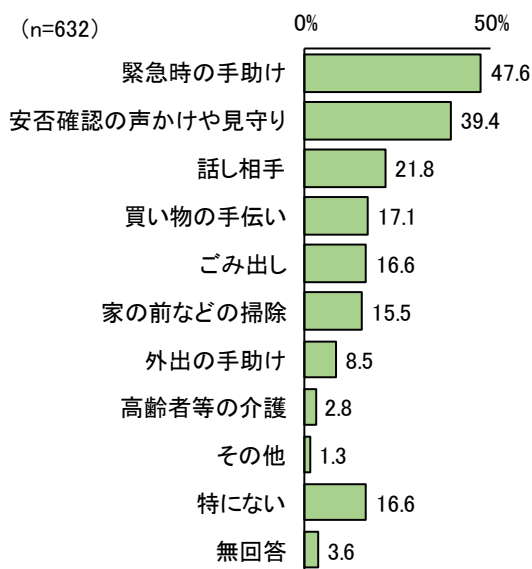


⑤地域での手助けや災害時について

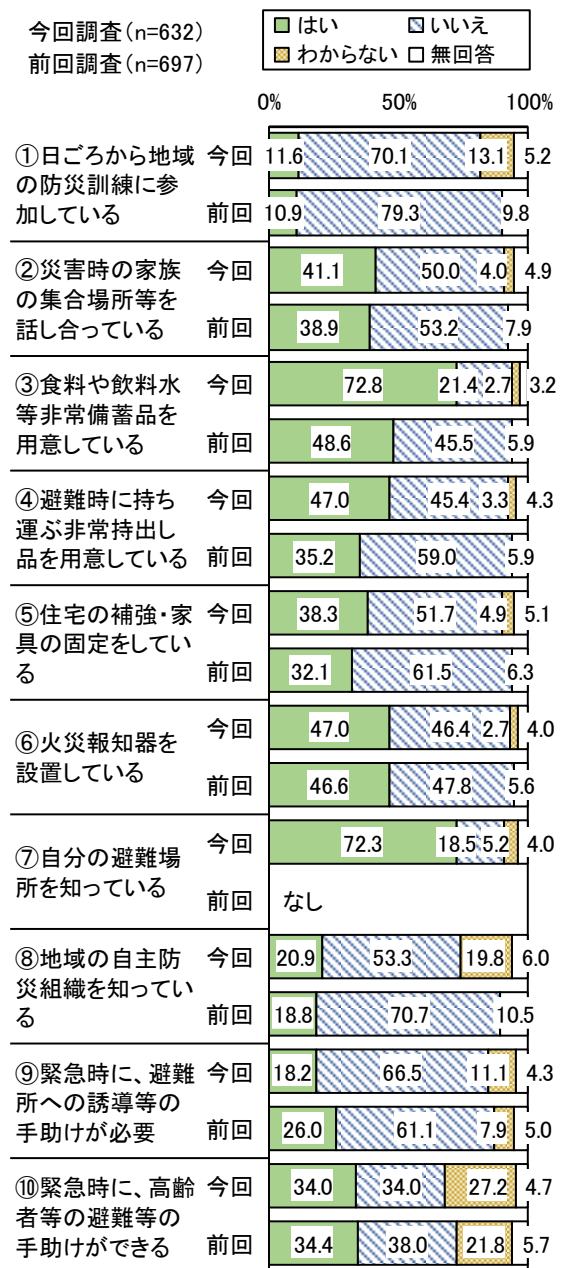
困っている家庭があった場合にできる手助けは、「緊急時の手助け」が47.6%で最も多く、次いで「安否確認の声かけや見守り」が39.4%となっています。

防災対策や災害時の考えについて、「③食料や飲料水等非常備蓄品を用意している」や「⑦自分の避難場所を知っている」では70%以上が「はい」と回答していますが、「①日ごろから地域の防災訓練に参加している」では11.6%、「⑧地域の自主防災組織を知っている」では20.9%にとどまっています。

■困っている家庭への手助け（複数可）



■防災対策、災害時の考え（1つ）



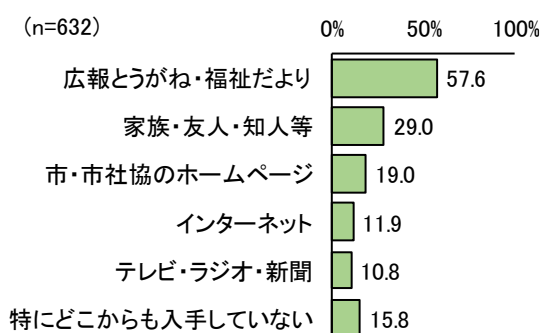
⑥福祉サービスの情報について

市の福祉サービスに関する情報の入手方法は、「広報とうがね・福祉だより」が57.6%で最も多く、以下「家族・友人・知人等」が29.0%、「市・市社協のホームページ」が19.0%、「インターネット」が11.9%などとなっています。

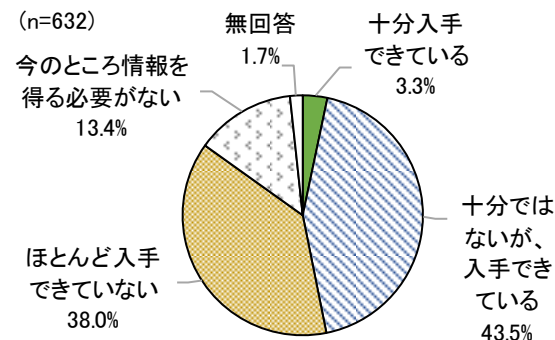
情報については、「十分入手できている」と「十分ではないが、入手できている」を合わせると46.8%となっています。一方で38.0%が「ほとんど入手できていない」と回答しています。

また、必要な福祉サービスの情報は、「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」が59.5%を占めています。

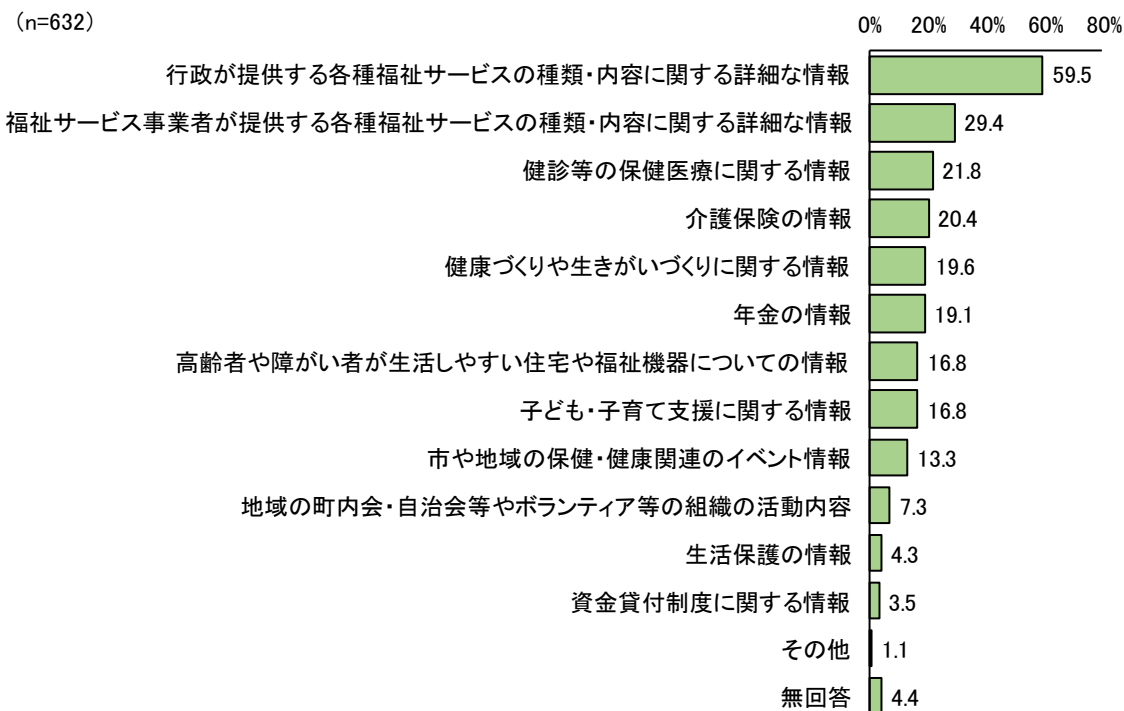
■情報の入手方法【上位】（複数可）



■情報について（1つ）



■必要な福祉サービスの情報（複数可）

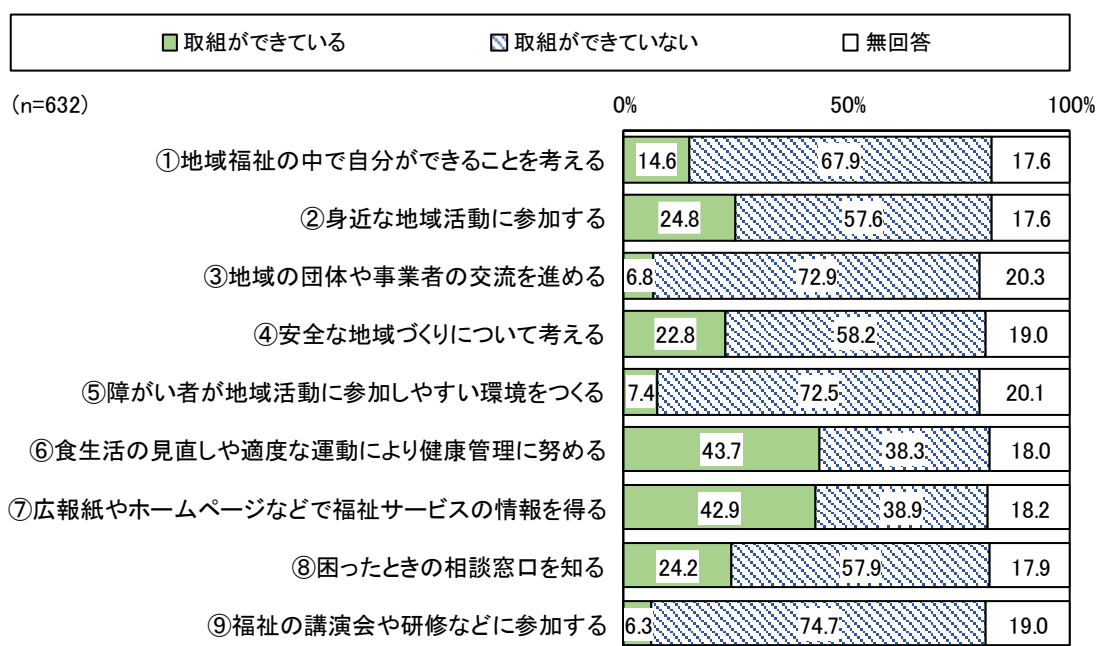


⑦市民・地域の取組状況について

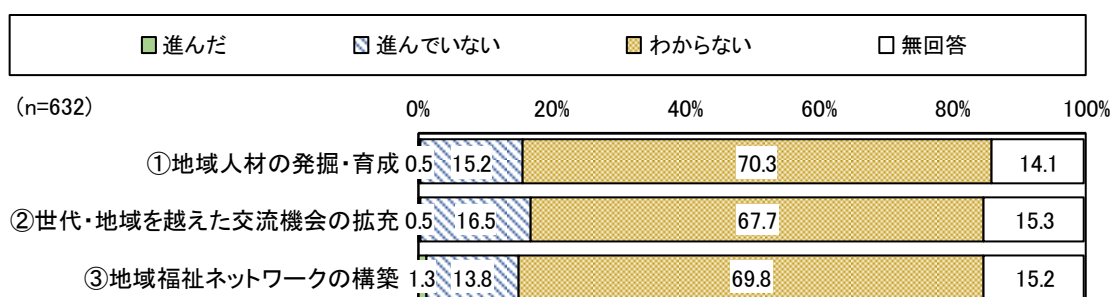
第2次計画における「市民が心がけること」について、「⑥食生活の見直しや適度な運動により健康管理に努める」と「⑦広報紙やホームページなどで福祉サービスの情報を得る」では「取組ができていない」が40%を超えています。一方、他の項目では「取組ができていない」が過半数を占めています。

地域の取組状況については、いずれも「わからない」が大半を占めています。

■「市民が心がけること」の取組状況（1つ）



■地域の取組状況（1つ）



⑧取組に対する評価について

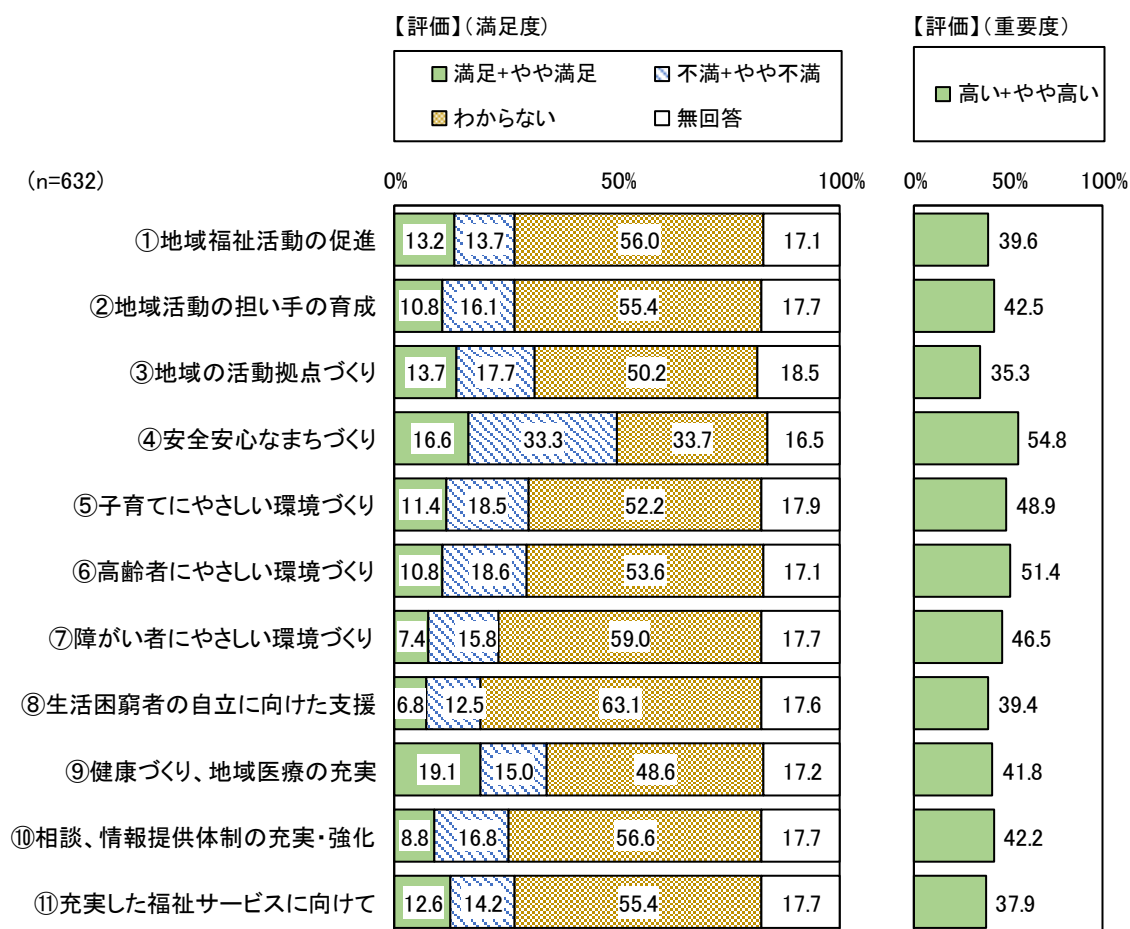
取組に対する評価について、満足度を見ると、すべての項目で「わからない」が最も多くなっています。

「⑨健康づくり、地域医療の充実」では「満足（満足+やや満足）」が「不満（不満+やや不満）」を上回っていますが、他の項目においては『不満』の方が多くなっています。

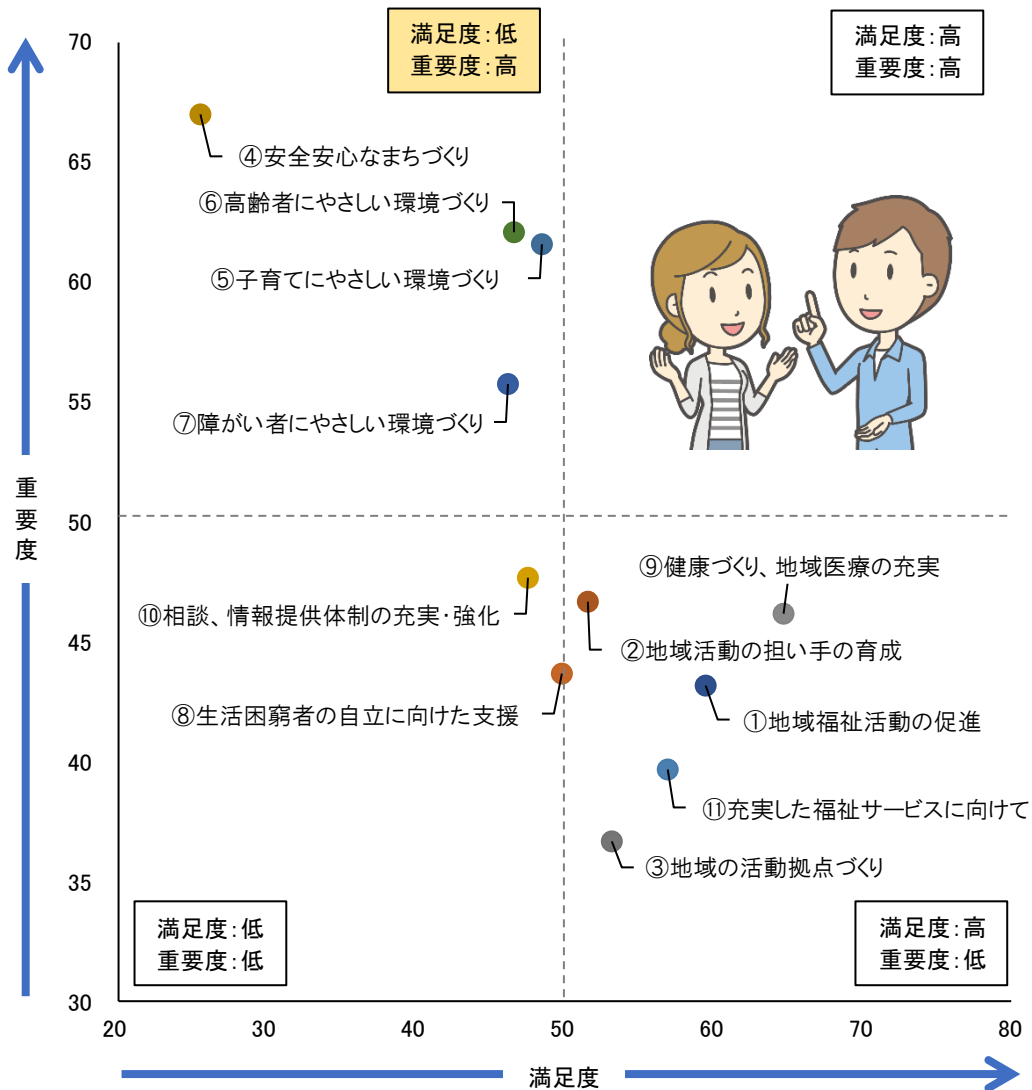
取組の重要度を見ると、「④安全安心なまちづくり」が54.8%で最も多く、次いで「⑥高齢者にやさしい環境づくり」が51.4%となっています。

次頁は、満足度と重要度を点数化して散布図に示したものであり、満足度が低く、重要度が高い最優先取組は、「④安全安心なまちづくり」、「⑤子育てにやさしい環境づくり」、「⑥高齢者にやさしい環境づくり」、「⑦障がい者にやさしい環境づくり」となっています。

■第2次計画の評価（1つ）



■第2次計画の評価と今後の重要度から見る取組の優先度



《偏差値》

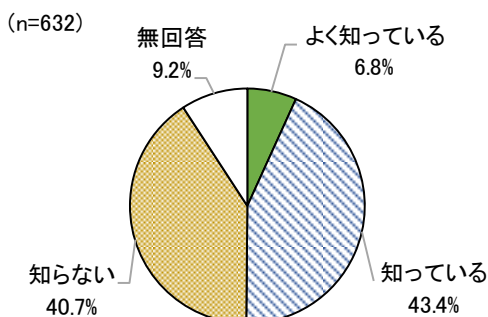
	満足度	重要度	優先取組
①地域福祉活動の促進	59.5	43.1	
②地域活動の担い手の育成	51.6	46.6	
③地域の活動拠点づくり	53.2	36.7	
④安全安心なまちづくり	25.5	67.0	◎
⑤子育てにやさしい環境づくり	48.5	61.5	◎
⑥高齢者にやさしい環境づくり	46.6	62.0	◎
⑦障がい者にやさしい環境づくり	46.1	55.8	◎
⑧生活困窮者の自立に向けた支援	49.9	43.7	○
⑨健康づくり、地域医療の充実	64.7	46.2	
⑩相談、情報提供体制の充実・強化	47.5	47.6	○
⑪充実した福祉サービスに向けて	56.9	39.7	

⑨ 社会福祉協議会について

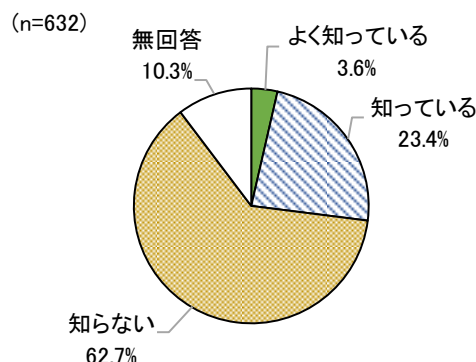
東金市社会福祉協議会の認知度は、「よく知っている」と「知っている」を合わせると50.2%となっています。一方、地区社会福祉協議会の認知度は、「知らない」が62.7%を占めています。

東金市社会福祉協議会が行う活動・支援として充実してほしいものは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が38.8%で最も多く、以下「災害時におけるボランティア活動の体制整備」が36.6%、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が26.6%などとなっています。

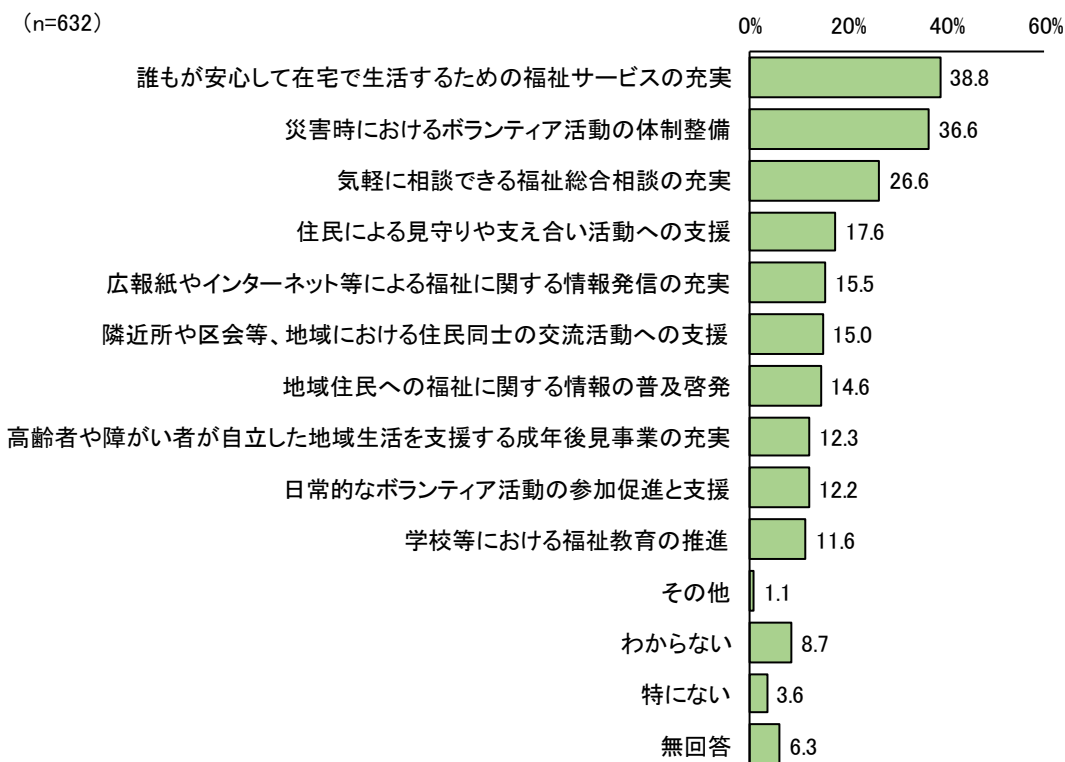
■東金市社会福祉協議会の認知度（1つ）



■地区社会福祉協議会の認知度（1つ）



■東金市社会福祉協議会が行う活動・支援として充実してほしいもの（複数可）

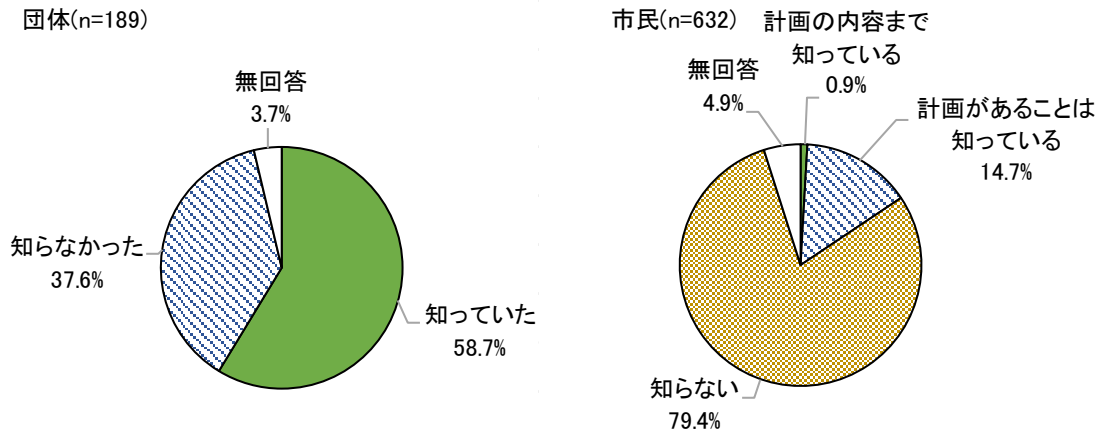


3 団体アンケート調査結果

①計画の認知度について

第2次計画の認知度（知っていた）は58.7%となっています。
 市民アンケート調査と比較すると、認知度が高いことがわかります。

■計画の認知度（1つ）

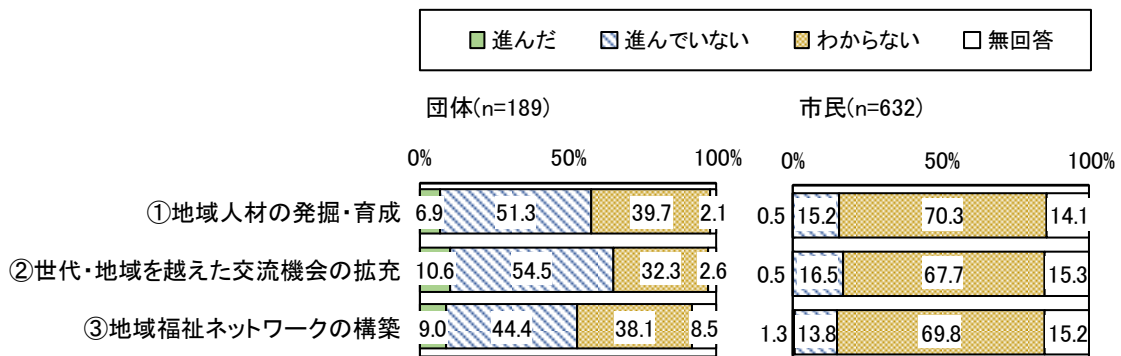


②地域の取組状況について

地域の取組状況について、いずれも「進んでいない」が最も多く、「①地域人材の発掘・育成」と「②世代・地域を越えた交流機会の拡充」では過半数を占めています。

市民アンケート調査では「わからない」が大半を占めており、取組の認知度が高いことがわかります。

■地域の取組状況（1つ）

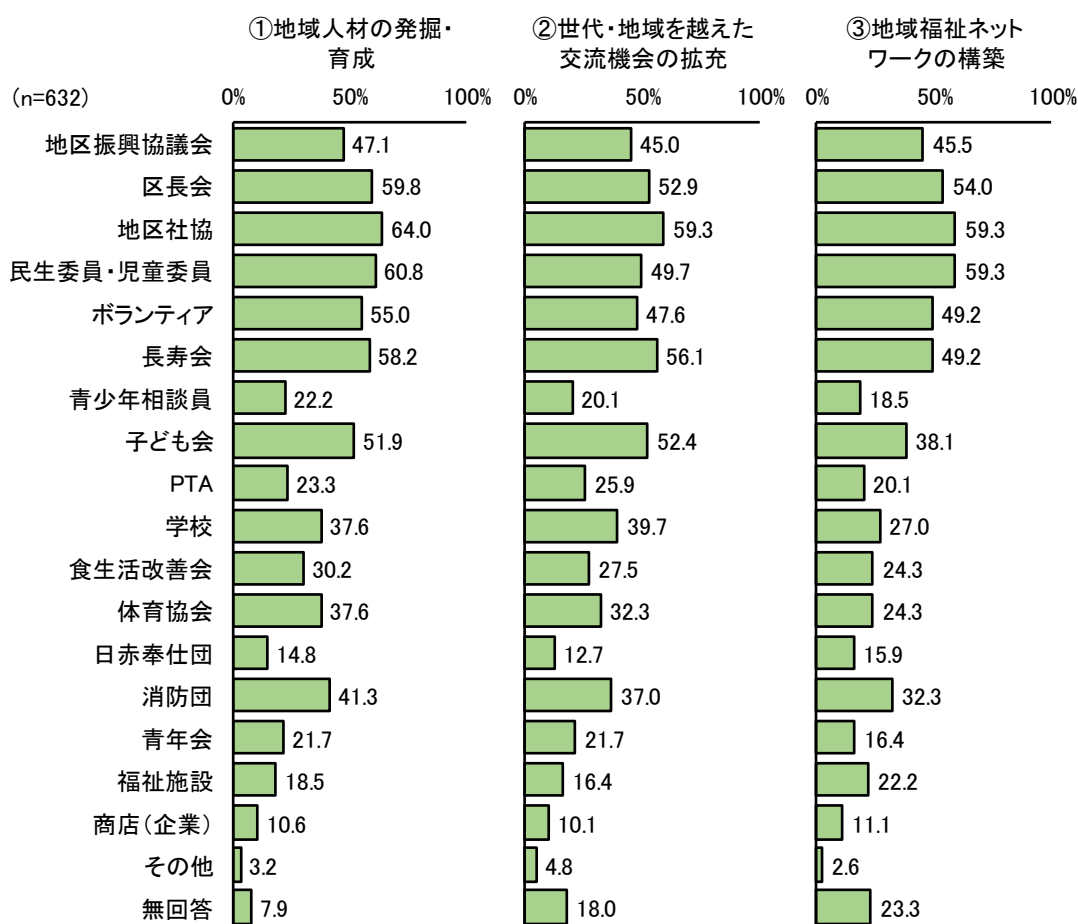


③連携団体について

地区の中で連携できると思う団体は、①～③のいずれの取組においても、「地区振興協議会」、「区長会」、「地区社協」、「民生委員・児童委員」、「ボランティア」、「長寿会」、「子ども会」の割合が比較的高くなっており、身近な地域の団体が重要視されていることが伺えます。

一方、「日赤奉仕団」や「青少年相談員」など、関わりが限定的になる団体の割合は低くなっており、地域共生社会の実現に向けて、多様な主体と連携した地域づくりを推進していく必要があります。

■地区の中で連携できると思う団体（1つ）



第3節 第2次計画の評価

1 地域福祉を推進する地域づくり【基本目標1】

基本目標1の達成度は88.5%で、概ね目標を達成できている状況です。

地域づくりにおいては、市民参加・地域参加が最も必要な要素であり、少子高齢化やコミュニティの希薄化といった地域への影響を最も受ける基本目標となっています。

令和2年度に策定した「東金市第4次総合計画」では、各施策の下支えとなる「まちづくりの基礎・土台」として「市民力・地域力・多様なコミュニティ力」の必要性を記載し、人口減少や少子高齢化といった問題が多様化・複雑化していく中で、特に公助の部分において市民連携が必須であることを示しています。

今後は、地域のあり方を再考するとともに、福祉分野における地域づくりの新たな方向性を示していくことが課題となります。

■達成度（達成事業数/事業数）

	合計	社協	市
基本目標1 全体	23/26	8/9	15/17
基本施策1 地域福祉活動の推進	12/14	3/3	9/11
基本施策2 地域活動の担い手の育成	8/8	5/5	3/3
基本施策3 地域の活動拠点づくり	3/4	0/1	3/3

2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり【基本目標2】

基本目標2の達成度は85.5%で、概ね目標を達成できている状況です。

しかし、令和元年の豪雨災害、依然として収束が見えない新型コロナウイルス感染症など、生活に直結することへの市民の関心は非常に高くなっており、最も検証が必要な基本目標となっています。

今後は、各取組を検証するとともに、行政と市民がともにこれまでの経験を活かし、いつまでも安全に安心して暮らせる福祉の環境づくりに努めることが課題となります。

■達成度（達成事業数/事業数）

	合計	社協	市
基本目標2 全体	59/69	16/18	43/51
基本施策1 安全安心なまちづくり	20/22	5/5	15/17
基本施策2 子育てにやさしいまちづくり	15/17	3/4	12/13
基本施策3 高齢者にやさしい環境づくり	8/10	3/4	5/6
基本施策4 障がい者にやさしい環境づくり	8/9	3/3	5/6
基本施策5 生活困窮者の自立に向けた支援	2/2	1/1	1/1
基本施策6 健康づくり・地域医療の充実	6/9	1/1	5/8

3 福祉サービスの充実した地域づくり【基本目標3】

基本目標3の達成度は100%で、すべての目標を達成できている状況です。特に福祉に関する相談窓口は、市民ニーズに対応するために必要な体制を確保しています。

これからの福祉サービスの需要は、生活様式の多様化によりさらに増加し、その相談内容も多岐にわたった横断的な相談が増加していくことが予想されます。しかし、相談を受ける側のマンパワーには限界があることから、これまでの相談体制を見直すとともに、SNSなどの情報通信手段の活用やプッシュ型の情報発信などを行い、自宅で必要な情報を入手し、相談することが可能となる体制づくりを検討していく必要があります。

また、地域福祉活動の大きな推進主体となる社会福祉協議会の会員については、高齢化の影響もあり、減少傾向にあります。社会福祉協議会に対する需要が増える中で、今後は、個人会員だけでなく企業などを含めた包括的な体制づくりと、地域全体で福祉に取り組むための意識づけが課題となります。

■達成度（達成事業数/事業数）

	合計	社協	市
基本目標3 全体	27/27	12/12	15/15
基本施策1 相談・情報提供体制の充実・強化	18/18	7/7	11/11
基本施策2 充実した福祉サービスに向けて	9/9	5/5	4/4

4 総合評価

①実績概要

第2次計画では、122の評価項目があり、そのうち109の評価項目で「達成できた」と評価しており、概ね目標を達成できている状況です。特に福祉サービス関連の相談体制や健康づくりにおいては、十分な成果を挙げていると言えます。

一方で、令和元年の台風15号をはじめとする豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響など、第2次計画の策定時には想定していなかったことが起こりました。そのため、予定していた事業展開ができない、規模を縮小せざるを得ないといった弊害が一部の事業で起こっています。

本計画では多くの事業を引き続き実施していきますが、実施にあたっては、第2次計画の経験を活かして検討していくことが重要です。

■達成度（達成事業数/事業数）

	合計	社協	市
第2次計画 全体	109/122	36/39	73/83
基本目標1 地域福祉を推進する地域づくり	23/26	8/9	15/17
基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり	59/69	16/18	43/51
基本目標3 福祉サービスの充実した地域づくり	27/27	12/12	15/15

②今後の方向性

近年、生活様式の多様化・複雑化、少子高齢化による影響が顕著となり、想定外の事象に対して、個人の力で対応するには限界があり、家庭においてもマンパワーが圧倒的に不足しています。

こうした中、家庭における問題の解決策として、地域のつながりや連携が重要であり、自助・共助・公助といった従来の取組を支える、土台としての地域コミュニティが必要とされています。

地域コミュニティは、本来人々が共に助け合うために自然発生したものであり、人々の生活を支える福祉分野における問題解決に大きく寄与するものであると言えます。そのため、困ったことに対して手を取り合い、共に助け合う、人々の本来の行動理念に基づく「互助」の取組を広めていくことが重要です。

第4節 東金市の地域福祉を取り巻く課題

1 地域の“力”を育てる

①地域への理解・関心を高める

市民アンケート調査によると、近所付き合いについて、あいさつや立ち話程度と回答した市民が6割強を占めています。

また、区会・自治会への加入率は年々減少しており、その理由は、特に困ることがない、人間関係のしがらみや付き合いが面倒といった内容が多く、ともに前回調査から割合が上昇しています。

加えて、市や社協、地域の取組もあまり認知されていない状況です。

このような中、これからの近所付き合いについては、積極的な関わりを持つことが望ましいと考える市民が多くなっており、地域の現状や取組を広く周知するとともに、地域の活動を支援する取組や、より地域への関心が深まる取組を展開することが求められます。

②情報を適切に発信する

市民アンケート調査によると、福祉サービスの情報について、4割弱がほとんど入手できていないと回答しています。

特に各種福祉サービスに関する情報が必要とされており、高齢者や障がい者、生活保護世帯など、支援を必要とする市民は増加傾向にあることを踏まえ、市民の主な情報入手方法である広報とうがね・福祉だよりの内容を充実するとともに、SNSなどの多様な媒体を活用した適切な情報提供が求められます。



2 助け合う“場”をつくる

①地域での支援を広げる

本市では、高齢化率が30%を超え、今後ますます少子高齢化が進んでいくことが予測されます。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域での行事や集まりができない状況が続いており、人と人との繋がりがさらに希薄化するとともに孤立する世帯が増えていることも考慮しなければなりません。

市民アンケート調査においても、2割強の市民がコロナ禍で近所付き合いを控えていることがわかりました。その中で、住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために、地域の人々の交流の場を増やすことや、支援を必要とする人々の情報を共有することなどが重要視されています。

そのため、社会構造の変化やコロナ禍での暮らしの変化などを踏まえ、身近な繋がりを再構築し、新たな日常における支援体制を充実することが求められます。

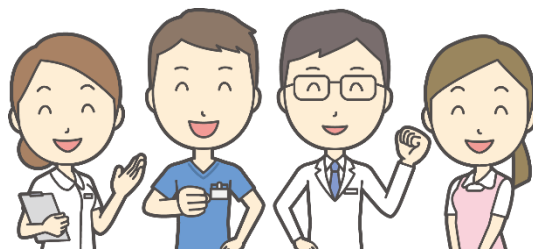
②多様かつ複雑な問題を解決する

市民アンケート調査によると、地域の安全・安心に加えて、子どもや高齢者、障がい者にやさしい環境づくりの重要度が高くなっています。

しかし、課題が複合化・複雑化しているケースや制度の狭間にあるケース、地域の中で孤立しているケースなどが増加しており、従来の対象者ごとの支援だけでは対応が困難になってきています。

そのため、既存の相談支援や地域づくりの取組のさらなる充実を図るとともに、各分野が相互に連携しながら、地域全体で包括的に支援していくための体制づくりが求められます。

また、国及び県の考え方を踏まえて、生活困窮者支援や再犯防止など、福祉の各分野に共通する取組を推進することが求められます。



3 支え合う“人”と“仕組み”をつくる

①地域の担い手を育成する

本市には80のボランティア団体が活動しています。市民アンケート調査によると、地域活動やボランティア活動等の地域の活動への参加は約2割にとどまっており、担い手の高齢化や新たな担い手がないなど、活動の担い手の確保・育成が課題となっています。

活動への参加にあたっては、気軽さや日時の自由度、身近な場所であることなどが重要視されています。

そのため、地域の実情を踏まえ、幅広く担い手を確保するための仕組みづくりを行うとともに、次代の担い手となる世代を育成していくことが求められます。

また、人と人、人と組織をつなぐネットワークを強化し、広く地域に展開していくことが求められます。

②安全・安心を確保する

市民アンケート調査によると、安全・安心なまちづくりの重要度が最も高くなっており、本市における最優先施策として位置付けられています。

身近な地域で住民が取り組むべきこととしても、緊急時の対応や防犯・防災などの安全・安心に関する取組が上位に挙げられています。

本市では、高齢化や核家族化が進む中で、高齢者や障がい者、生活保護世帯などの支援を必要とする市民が年々増加しており、誰もが地域で安全に安心して暮らすことができる地域づくりが求められます。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時の対策について、支援体制の整備や取組の周知を図ることが求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念・基本方針

1 基本理念

本市では、平成24年3月に策定された「東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（第1次計画）において、市民一人ひとりの尊厳を守り、地域の支えあいの中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくことのできる地域社会を目指して、地域福祉を推進してきました。

また、平成29年3月に策定された第2次計画においても、この理念を引き継ぎ、地域住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できる仕組みを構築していくことで、地域共生社会の形成を目指してきました。

第3次計画においても、障がい者や高齢者、子ども、生活困窮者等を含めたすべての人々を住み慣れた地域で包括して互いに支え合う、地域共生社会の実現を目指す基本的な方向性は変わらないことから、引き続き「自然豊かな郷土で 市民が支え合って ぬくもりあふれるまち 東金」を基本理念とし、計画を推進します。

■基本理念

自然豊かな郷土で 市民が支え合って
ぬくもりあふれるまち 東金



2 基本方針

近年、生活様式の多様化・複雑化、少子高齢化による影響が顕著となっており、地域の問題を解決するために、市民一人ひとりの力の向上、地域のつながりや連携の強化が必要です。

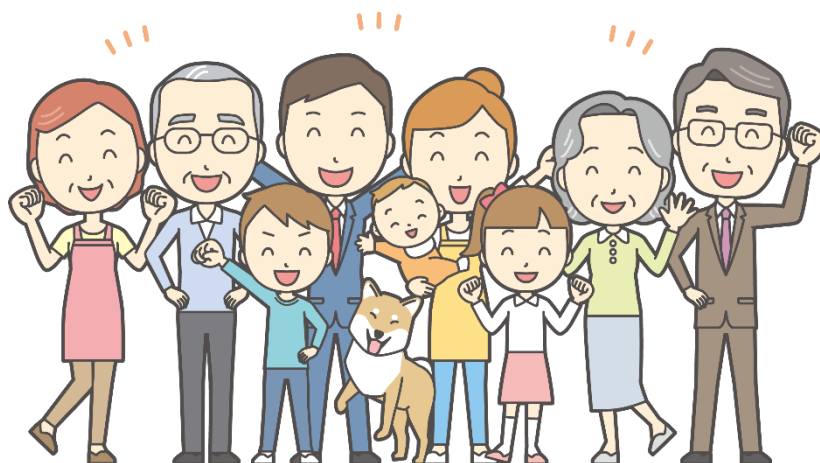
令和3年3月に策定された第4次東金市総合計画では、本市が「未来へ続く」まちであり続けるために、「地域コミュニティの強化」を重要なものとして捉えています。

本来、地域コミュニティは人々が共に助け合うために自然発生したものであることから、その対象はすべての市民であり、人々の生活を支える福祉分野において、地域コミュニティが担う役割は非常に大きくなります。

こうしたことから、人間本来の行動理念と言える互いに助け合うこと、つまり「互助」こそが、本市が抱える福祉分野における諸問題の解決策と捉え、「互いに助け合うまちを目指して」を本計画の基本方針とします。

■基本方針

互いに助け合うまちを目指して



第2節 施策概要・施策体系

1 施策概要

基本
理念

自然豊かな郷土で 市民が支え合って めくもりあふれるまち 東金

基本
方針

互いに助け合うまちを目指して

◇課題1 地域の“力”を育てる

	地域福祉計画【市】	地域福祉活動計画【市社協】
基本目標	1 地域力の強化	1 互いを気にするきずなづくり
取組方針	1 地域福祉活動への支援 2 地域福祉の理解と関心を深める取組の推進 3 地域福祉情報の提供	1 ご近所力(互近助力)の向上 2 ふくしの情報提供機能の充実

◇課題2 助け合う“場”をつくる

	地域福祉計画【市】	地域福祉活動計画【市社協】
基本目標	2 市民に寄り添う支援体制の整備	2 繋がりを広げるまちづくり
取組方針	1 相談体制の構築 2 自立と社会参加への支援 3 未来に繋がる子どもへの支援 4 社会福祉協議会との連携	1 孤立させない取組の強化 2 ふれあいを育む場の推進 3 多様な主体と連携した地域づくりの推進 4 相談・支援体制の充実

◇課題3 支え合う“人”と“仕組み”をつくる

	地域福祉計画【市】	地域福祉活動計画【市社協】
基本目標	3 安全な暮らしと健康づくり	3 地域を支える人づくり
取組方針	1 災害等に備えた地域体制づくり 2 犯罪や交通事故を防ぐ体制づくり 3 健康づくり、介護予防の推進 4 生活環境の整備	1 地域で活動する人材の育成 2 ボランティア活動の活性化

2 地域福祉計画の施策体系

基本目標1 地域力の強化

1 地域福祉活動への支援

施策① 地域活動を担う人材の育成と支援

⇒民生児童委員や地区振興協議会の活動支援、地域を支える人材の育成策などを示します。

施策② 地域活動への支援

⇒大学との連携や地域交流活動団体への支援などを示します。

2 地域福祉の理解と関心を深める取組の推進

施策① 地域福祉計画の周知

⇒市民アンケートでの「計画を知らない」との声を受けて、この計画を広く周知するための方策を示します。

施策② 福祉教育の推進

⇒義務教育課程における福祉の基礎学習をはじめ、インクルーシブ教育の推進、特別支援学校との交流などを示します。

基本目標2 市民に寄り添う支援体制の整備

1 相談体制の構築

施策① 重層的支援体制の整備

⇒複合的な相談に対応するための包括的な支援体制である重層的支援体制の整備について示します。

施策② 公的相談窓口の充実

⇒市などの相談窓口について示します。

2 自立と社会参加への支援

施策① 再犯防止の推進

⇒保護司活動に対する支援や、再犯防止計画として、罪を犯した人に対する再犯防止策等について示します。

施策② 生活困窮者への自立支援

⇒生活困窮者自立支援法に基づく事業など、生活保護にまで至らない生活困窮者に対する施策について示します。

施策③ 成年後見制度の利用促進

⇒成年後見制度の周知と利用促進の方策について示します。

基本目標3 安全な暮らしと健康づくり

1 災害等に備えた地域体制づくり

施策① 配慮が必要な方の避難支援体制の構築

⇒障がい者、高齢者の個別避難計画などについて示します。

施策② 防災意識の啓発と支え合い

⇒自然災害等への対策や、支え合いの地域づくりの在り方などについて示します。

施策③ 感染症等への対策

⇒新型コロナウイルス感染症に対する対策や、アフターコロナの展望などについて示します。

2 犯罪や交通事故を防ぐ体制づくり

施策① 防犯意識の向上

⇒防犯組合やボランティアなどの活動を支援するとともに、詐欺被害から守る施策等について示します。

施策② 配慮が必要な方の安全確保

⇒通学路の整備や子どもにとって危険な個所の提示など、安全性の向上について示します。

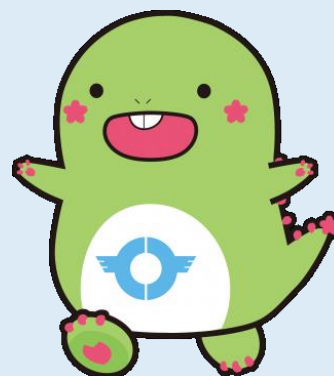
3 地域福祉情報の提供

施策① 制度やサービスの周知

⇒ヘルプマークの啓発や活用、公的福祉サービスの周知方策などを示します。

施策② 多様な手段を活用した情報提供の充実

⇒広報、ホームページだけでなくSNS、さらには新たな情報誌等の創設など、情報提供手段について示します。



3 未来に繋がる子どもへの支援

施策① 子ども・子育て支援の充実

⇒子ども・子育て支援事業計画に基づく支援策や、児童虐待防止策、利用者支援事業など、子ども・子育て支援に関する施策を示します。

施策② 子どもの貧困対策

⇒子ども食堂やフードバンクなど、子どもの貧困に対する施策を示します。

4 社会福祉協議会との連携

施策① 地域福祉活動推進事業への支援

⇒地区社会福祉協議会などが行う活動に対して支援を行うことを示します。

施策② 社会福祉協議会の活動支援

⇒社会福祉協議会が行う事業に対する人的及び財政的支援を示します。

3 健康づくり、介護予防の推進

施策① 健康寿命の延伸と新事業の展開

⇒健康寿命を延伸させる取組や、国保、介護、健康増進の各分野が連携する、健康づくりのための新たな組織体系について示します。

施策② 高齢者の社会参加と生きがいづくり

⇒高齢者保健福祉計画に基づく施策や介護予防、日常生活支援の推進などについて示します。

4 生活環境の整備

施策① 公共交通の充実

⇒デマンドタクシーや循環バスなどについて示します。

施策② 配慮が必要な方への外出支援

⇒買い物困難者への支援や障がい者、要介護者への外出支援について示します。

3 地域福祉活動計画の施策体系

基本目標1 互いを気にするきずなづくり

1 ご近所力（互近助力）の向上

施策① 身近な地域・福祉を知る機会の充実

⇒一人ひとりが地域に関心をもてるような意識づくり、ゆるやかな隣近所とのつながりを目指し、福祉座談会、興味をもてるような勉強会の活用なども示します。

施策② 身近な活動者の情報共有・連携強化

⇒地域で活動する団体の理解促進とつながりの強化、活動手法を共有化する場づくりや同じ目的や内容の活動を共催化する等、効果的な事業の展開を示します。

施策③ 地域福祉活動計画の周知

⇒市民アンケート、地区別アンケートでの「計画を知らない」との声を受けて、この計画を広く周知するための方策を示します。

基本目標2 繋がりを広げるまちづくり

1 孤立させない取組の強化

施策① 見守り活動の推進

⇒見守りや声かけ活動等、ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等の社会的孤立防止の取組などを示します。

施策② 支え合いの地域づくりの推進

⇒地域共生社会の実現に向けて、日常生活を地域全体で支える仕組みづくりなどを示します。

2 ふれあいを育む場の推進

施策① 住民交流の場の充実

⇒地域の交流行事や世代間交流行事の充実、同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実などを示します。

施策② ふれあいの場を担う活動者の支援

⇒サロンや交流行事の担い手に対して、関係者同士の交流や情報交換の場（顔の見える場）づくり、活動の活性化のための情報の充実などを示します。

基本目標3 地域を支える人づくり

1 地域で活動する人材の育成

施策① 担い手の育成

⇒幅広い人材を対象とした講座の開催や、地域活動の担い手の育成などを示します。

施策② 福祉教育（福祉共育）の推進

⇒学校等と連携し高齢者や障がいのある方を理解するなどの福祉教育、体験を通して関係者が共に学び、育ち合える取組を示します。

施策③ 小地域福祉活動の推進

⇒地区社会福祉協議会活動の支援、小地域ごとの福祉活動について示します。

2 ふくしの情報提供機能の充実

施策① わかりやすい情報の提供

⇒多様な情報提供方法を活用した、地域・福祉活動の「見える化・見せる化」の充実について示します。

施策② 情報を必要としている人への支援

⇒情報を得ることが難しい方に対して、情報を得やすい方法や仕組みづくりについて示します。

施策③ 社会福祉協議会の理解促進

⇒身近な困りごとへの関心を高め、分野を問わず活動につなげる社会福祉協議会について、理解できるよう示します。



3 多様な主体と連携した地域づくりの推進

施策① 地域の団体同士の情報共有・連携強化

⇒企業や事業所等、多様な主体や関係機関同士の情報共有、お互いの強みを活かした連携強化を示します。

施策② 多様な主体の地域活動への参画の推進

⇒市民、地域団体、企業など、様々な主体の地域活動参画の推進、社会福祉法人の地域における公益的な取組と地域福祉活動の関係構築などを示します。

4 相談・支援体制の充実

施策① 相談体制の充実

⇒日常生活に生じる様々な課題に対する、分野を越えた相談支援の取組などを示します。

施策② 権利擁護の推進

⇒日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及啓発、市民の参加による権利擁護の推進などを示します。

2 ボランティア活動の活性化

施策① ボランティア活動の推進

⇒気軽にボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりと、効果的な情報発信などを示します。

施策② ボランティア・市民活動センター機能の充実

⇒多様なボランティア活動と参加したい人をつなぐ機能や相談窓口の充実・強化を示します。

施策③ 災害ボランティアセンターの体制づくり

⇒発災時の災害ボランティアセンターの設置・運営、市民の参加による継続した立ち上げ訓練実施や体制づくりなどを示します。

4 取組方針

令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「東金市第4次総合計画」では、本市が目指す将来像である「豊かな自然と伝統を守り 未来へ続く My City 東金」の実現に向けた施策を推進するにあたり、地域福祉の方向性について次のように記載しています。

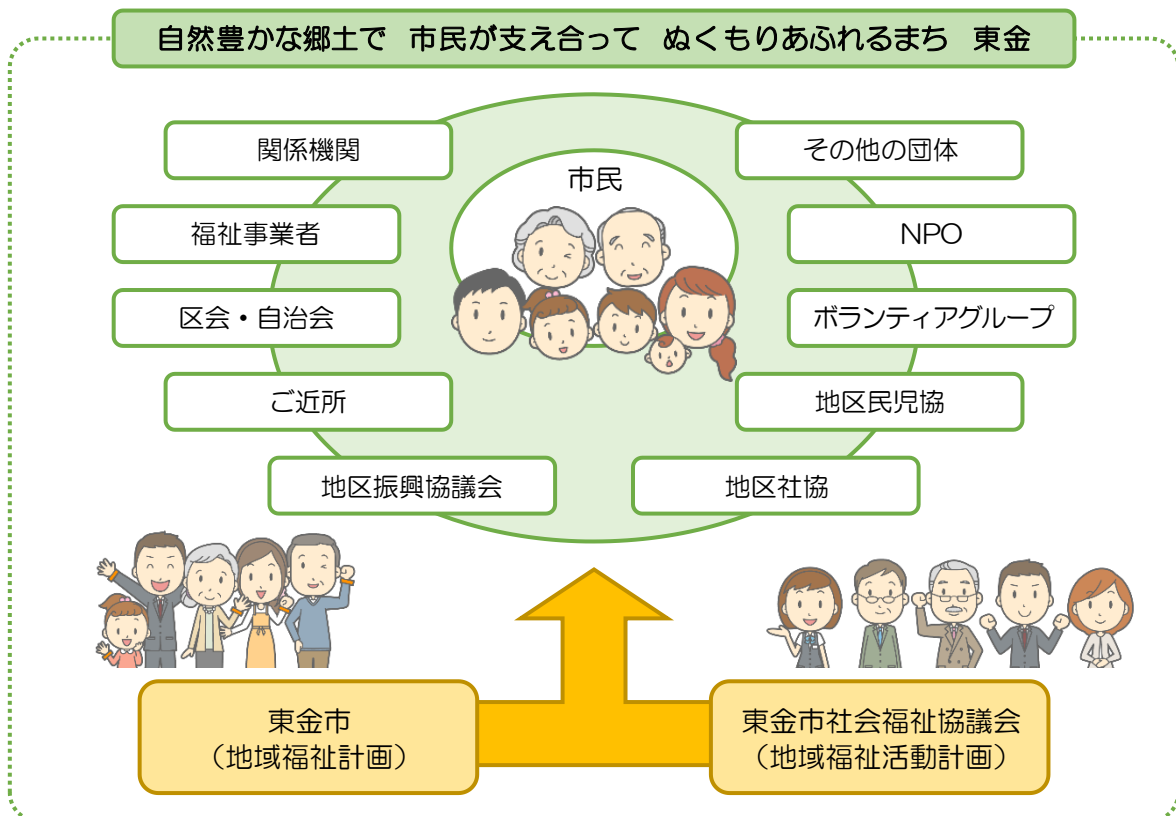
■東金市第4次総合計画 基本構想 まちづくりの柱4 安心して健やかな暮らしを創る

(3) 地域福祉の推進と社会保障制度の充実

市民一人ひとりが地域で支え合い、生き生きと暮らせるよう社会福祉協議会などの関係機関と連携し、地域福祉活動を推進します。

また、全ての人が健康で文化的な暮らしを営めるよう、社会保障制度の適正な運用と周知に努めるとともに、各種制度が安定的に運営できる対策を図ります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の取組を推進するにあたっては、上記の考え方を踏まえ、行政、社会福祉協議会、地域、市民がそれぞれの役割を担いながらともに手を取り合い、相互に補完し合いながら「自然豊かな郷土で 市民が支え合って めくもりあふれるまち 東金」の実現に向かって取り組みます。



第4章 市の施策展開

《地域福祉計画》

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。

本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められることから、第4章の市の施策展開では、施策ごとに関連するSDGsを記載します。

基本目標1 地域力の強化



取組方針1 地域福祉活動への支援

施策① 地域活動を担う人材の育成と支援

関連するSDGs



地域の現状

- 地域活動の後継者不足が深刻な状況にあります。
- 支える人と支えられる人のパワーバランスが崩れてきており、このままでは地域福祉活動の維持が困難になる可能性があります。
- 市民アンケートにおいて「地域活動やボランティア活動を活性化するためには、誰が主導していくべきだと思いますか」という問いに対し、年齢が高い層において「住民・地域」との回答が多い傾向にあります。

市の方向性

- 誰もが支えることのできる社会を目指し、みんなで支え合い助け合うという意識の醸成に努めます。
- 地域で積極的に活動する団体等を支援するとともに、負担が集中しないような組織づくりに協力します。
- 福祉をはじめとした地域活動に親しむ機会を増やし、福祉を身近に感じることのできるよう、周知啓発に努めます。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
民生委員・児童委員の活動支援	市民とのパイプ役となっている民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動の周知を図ります。	社会福祉課
福祉人材の育成	市民全体を対象とした福祉教育を展開するとともに、地区社協などと連携し、人材の育成に努めます。	関係各課
福祉イベントの充実	ボランティアまつりや東金チャレンジドフェスタなどのイベントを支援するとともに、より市民が福祉に関心を持つように周知を図ります。	関係各課

施策② 地域活動への支援

関連する SDGs



地域の現状

- 地域活動の活性化には、地域そのものの主体性が重要であり、地域で活動する団体がそれぞれ積極的に活動していますが、高齢化が進み、役員やメンバーの固定化が課題となっています。
- 市民アンケートにおいて、「地域活動やボランティア活動などの支援活動」について「参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない」との回答が3割を超えています。
- 地域活動等の支援活動をしていない理由では、「忙しく時間が取れない」が最も多く、次いで「活動に関する情報が少ない」「きっかけがない」という回答が多く見られました。

市の方向性

- 地域で活動する様々な団体と協力し、その活動を積極的に支援していきます。
- 誰もが気軽に地域活動等の支援活動に参加できるような地域力の向上を支援していきます。
- 城西国際大学をはじめとした教育機関と連携し、地域活動を身近に感じることでできるイベントの創設などを検討します。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
地域活動団体への支援	地域で活動する団体と積極的に連携し、その活動の支援を行います。	関係各課
市民活動ガイドブックの活用	ボランティア活動団体をはじめとする市民活動団体の情報を発信し、活動の活性化を支援します。	地域振興課
教育機関等との連携	城西国際大学等の設備や技術を応用し、地域活動の活性化に資するようなイベント等の創設や、地域に還元できるような事業連携に努めます。	関係各課

取組方針2 地域福祉の理解と関心を深める取組の推進

施策① 地域福祉計画の周知

関連するSDGs



地域の現状

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画であり、地域福祉推進の主体である地域住民の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策などについて、関係機関などと協議のうえ定めるもので、地域福祉を推進するための「理念」や「仕組み」について策定します。
- 「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が作成する地域福祉のための実践的な計画であり、地域住民の自主的・自発的な行動計画となります。
- 市民アンケートでは「地域福祉計画を知らない」との御意見をいただいております。その周知が課題となっています。

市の方向性

- 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」について、広報やホームページといった従来の媒体による周知だけではなく、SNSや新たな媒体を活用し、広く市民に知ってもらうための施策展開を図ります。
- 計画の概要版や簡易版を作成し、誰もが手に取れる計画とします。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
【新規】 地域福祉計画等の周知	SNSや新たな媒体を活用し、計画周知に努めるとともに、簡易的な計画を作成し、誰もが手に取れるものにします。	社会福祉課

施策② 福祉教育の推進

関連するSDGs



地域の現状

- 市民アンケートにおいて、10代・20代の3割以上の方が「福祉に関心がない」と回答しており、幼少期からの福祉活動への慣れ親しみ、若い世代が地域福祉活動へ参加しやすい環境づくりが課題となっています。
- 様々な差別や偏見をなくす取組に義務教育から親しむことで、障壁の無い平等な社会づくりが求められています。

市の方向性

- 義務教育課程における福祉の基礎学習をはじめ、インクルーシブ教育の推進、特別支援学校との交流などを進めます。
- 差別や偏見をなくすための啓発活動や交流の機会について、さらに促進します。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
学校施設等の改善	ユニバーサルデザインに配慮した環境を目指し、だれもが最適な教育を受けられるようにします。	学校教育課
県立東金特別支援学校との連携	特別支援学校と連携を実施している学校における交流をさらに活性化するとともに、交流する学校を拡大できるよう支援します。	学校教育課
学校における福祉教育の推進	総合学習等において、福祉についての理解を深め、人権意識を高める取組を行うとともに、インクルーシブ教育を推進します。	学校教育課

取組方針3 地域福祉情報の提供

施策① 制度やサービスの周知

関連するSDGs



地域の現状

- 福祉の関する制度やサービスは多岐にわたっていますが、全てが浸透しているわけではありません。
- 市民アンケートにおいて、「福祉サービスに関する情報を得ている」人の割合は4割強である一方、3人に1人は「ほとんど入手できていない」と回答しており、さらなる周知活動が必要となっています。

市の方向性

- 福祉の関係各課が所管する制度やサービスについて、さらに周知に努めるとともに、分かりやすい周知方法などを検討します。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
公的福祉サービスの周知	所管する制度やサービス内容について、分かりやすい形での周知に努めます。	関係各課
ヘルプマークの啓発・活用	ヘルプマーク（援助や配慮などが必要な方が、緊急時や災害時、困ったときに周囲の人に手助けをお願いしやすくするためのもの）等の周知・啓発を図ります。	社会福祉課

施策② 多様な手段を活用した情報提供の充実

関連するSDGs



地域の現状

- 市民アンケートにおいて、「福祉サービスに関する情報を得ている」人の割合は4割強である一方、3人に1人は「ほとんど入手できていない」と回答しており、さらなる周知活動が必要となっています。
- 「福祉サービスについて、特にどのような情報が欲しいと思うか」という問いに対し、行政及び福祉サービス事業者の「各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」との回答が8割近くを占めており、地域福祉に関する情報提供の充実が強く求められています。

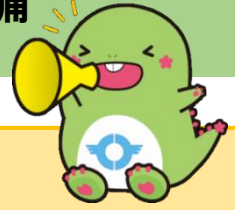
市の方向性

- 広報、ホームページといった従来の広報媒体だけでなく、SNSを活用した福祉サービス等の情報提供に努めます。
- 福祉に特化した新たな情報誌の作成を検討します。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
広報・ホームページによる情報提供	市民ニーズに対応した広報等の掲載方法について、改善を図ります。	秘書広報課 関係各課
【新規】 新たな情報誌の作成	福祉情報の提供に特化した形のオリジナル情報誌を作成します。	社会福祉課 関係各課
情報提供手段の検討	図書館での蔵書展示とあわせた事業のお知らせや、みのりの郷での啓発など、既存の手段にとられない広報のあり方を検討します。	関係各課
子育てガイドブック ひろばや子育てアプリによる情報提供	子育てに関する行政の様々な情報などを発信します。	子育て支援課 健康増進課

基本目標2 市民に寄り添う支援体制の整備



取組方針1 相談体制の構築

施策① 重層的支援体制の整備

関連するSDGs



地域の現状

○市民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や制度の狭間のニーズへの対応が困難になっています。

市の方向性

- 対応が複数の課にまたがるような相談に対して、一人ひとりに寄り添った全庁横断的な対応を心掛け、市民のみなさんが安心して相談できる体制をつくります。
- 新たに創設された重層的支援体制整備事業の整備に向けて取り組みます。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
【新規】 重層的支援体制整備事業の検討	複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に向けて検討を行います。	社会福祉課

施策② 公的相談窓口の充実

関連するSDGs



地域の現状

- 公的な窓口は、市民にとっての身近な窓口であり、相談体制の構築と機能の強化は、市民の利便性の向上を図る上で、常に求められています。
- 福祉に関する相談は、複雑多岐にわたることが多く、解決のためには、公的な窓口だけでなく、様々な関係機関との迅速な連携が求められています。
- 市民アンケートでは高齢者の定住意向が7割を超えており、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように高齢者等に向けての相談体制の充実が求められています。

市の方向性

- 各窓口において、「気づく・つなぐ・見守る」ことを主眼に置いた対応を心掛けます。
- 委託型として新たに市内2か所に設置された地域包括支援センターを支援し、高齢者に関する包括的な相談支援体制を構築します。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
各課窓口の対応向上	庁内各課における相談に対して、対応の向上を心掛けます。	関係各課
地域包括支援センター事業	高齢者の保健・福祉・介護に関する総合相談窓口として様々な相談に対応します。	高齢者支援課
【新規】 基幹相談支援センター事業	令和4年4月に、3市3町で共同設置する基幹相談支援センターにおいて、様々な相談に応じ、障がい者の支援体制等の強化を図ります。	社会福祉課

取組方針2 自立と社会参加への支援

施策① 再犯防止の推進

関連するSDGs



地域の現状

○犯罪や非行を犯した人の中には、貧困や疾病など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える者が少なくありません。こうした方の再犯を防止し、地域で孤立させない支援を行う必要があります。

市の方向性

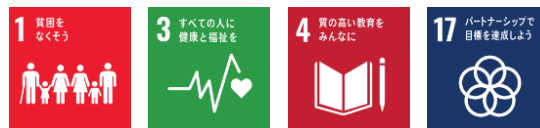
○地域住民の理解と協力を得ながら、地域で孤立させない支援を行い、犯罪や非行のないまちを目指します。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
更生保護関係団体への支援	保護司会や更生保護女性会などの活動に対して支援を行います。	社会福祉課
社会を明るくする運動	保護司会や更生保護女性会と協力して、犯罪や非行の防止と更生について理解を深めるよう、啓発活動を行います。	社会福祉課

施策② 生活困窮者への自立支援

関連するSDGs



地域の現状

- 市では、自立相談支援、住居確保給付金の支給、家計改善、学習支援を実施することで、生活困窮者への支援を行っています。
- 生活保護に関しては、国の基準に則り、適正な実施を確保しつつ、自立に向けた支援を行っています。

市の方向性

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する人が、安心して自立に向けた支援が受けられるように体制を整えます。
- 自立相談支援機関やハローワーク等の就労支援機関と連携し、一体的な就労支援を行います。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
生活困窮者の自立支援	生活困窮者の自立の促進を図るため、相談支援、家計改善、住居確保給付金の支給といった支援を行います。	社会福祉課
生活保護の適正な運営	ケースワーカーにおいて、生活困窮者からの相談を受け、生活改善等に向けた支援策について助言を行います。	社会福祉課

施策③ 成年後見制度の利用促進

関連するSDGs



地域の現状

○高齢化や家族構成の変化により、認知症の方や一人暮らし高齢者等が増加傾向にあり、生命、身体、財産・自由等を守るための対策が求められています。

市の方向性

- 身寄りがない方でも安心して生活ができるよう、成年後見制度の普及啓発を図ります。
- 地域や行政が一体となって、認知症や精神上的の障がいにより判断能力が不十分である方の尊厳を守る支援体制を整えます。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
成年後見制度の普及啓発	認知症や障がい等により、判断能力が不十分な方の権利を法的に守り、支援を行う、成年後見制度の周知を図ります。	高齢者支援課 社会福祉課
成年後見制度利用支援事業	身寄りがなく、成年後見の申立てをする親族がいない高齢者等に対して、成年後見制度の利用支援を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
市民後見人等の育成	市民が成年後見人になる市民後見人制度の導入を、関係機関と連携して検討します。	高齢者支援課 社会福祉課

取組方針3 未来に繋がる子どもへの支援

施策① 子ども・子育て支援の充実

関連するSDGs



地域の現状

- 少子化が進む中で、子どもを安心して産み育てられる環境づくりと、子育て支援の充実が求められています。
- 育児への不安や悩みを抱える子育て世帯からの相談が増加傾向にあります。

市の方向性

- 「東金市就学前児童施設の今後のあり方について」に基づき、公立幼稚園・保育所を再編し、保育・幼稚園ニーズの受け皿を確保しつつ、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続する教育・保育を提供します。
- 全ての人々が安心して子どもを産み育てることができるような相談体制を構築します。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
子ども・子育て支援施策の充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業を継続して実施します。	こども課
公立幼稚園・保育所の再編	就学前児童数や教育・保育ニーズの動向を踏まえ、公立と民間との役割分担も考慮しながら、市民のニーズを充足しうる公立幼保施設の再編を図ります。	こども課
幼児教育と小学校教育の円滑な接続	小学校への円滑な接続に向けた幼・保・小の職員間の研修や、情報共有の強化を図ります。	こども課 学校教育課
【新規】 家事・育児支援サービス	ボランティア人材を育成し、多胎児世帯に対する家事・育児支援を行います。	健康増進課
子育て世代包括支援センター	子育て支援コーディネーターや保健師が子育て中のご家族からの様々な相談に対応します。	子育て支援課 健康増進課
児童虐待防止に向けての取組	児童虐待の防止及び早期発見を図るため、関係機関との連携を強化し、未然防止に努めます。	子育て支援課

施策② 子どもの貧困対策

関連するSDGs



地域の現状

- 新型コロナウイルス感染症や社会情勢の変化などにより、生活困窮世帯は増加傾向にある中で、十分な食事や家庭での教育を享受できない子どもがいます。
- 生活が困窮していることにより、家庭学習の習慣ができない家庭があります。

市の方向性

- 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援に積極的に取り組みます。
- 民間のこども食堂等と連携し、地域で孤立する子どもをなくす取組を支援します。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
子どもの学習支援	ひとり親や生活困窮の世帯の中学生を対象に、高校への進学を目指した学習支援を行います。	社会福祉課
子どもの貧困対策に関わる団体への支援	こども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりや食事の提供などの活動する団体を支援し、啓発活動に取り組みます。	社会福祉課

取組方針4 社会福祉協議会との連携

施策① 地域福祉活動推進事業への支援

関連するSDGs



地域の現状

- 地域では様々な方が地域福祉活動に携わっていますが、メンバーの固定化が進んでおり、地域福祉活動の内容がわからない方が増えています。
- 地域福祉活動は、地域の主体性が必要な活動ですが、社会の多様化、複雑化、少子高齢化の影響により、マンパワー不足となっています。

市の方向性

- 社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に積極的に関与し、共に、小地域における地域福祉の推進体制の充実と自主活動の促進を図り、市全体の地域福祉力の向上を目指します。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
地域福祉活動計画の各事業への取組支援	地域福祉活動計画に積極的に関与し、地域福祉の推進体制の充実と自主活動の促進を図ります。	庁内各課

施策② 社会福祉協議会の活動支援

関連するSDGs



地域の現状

- 社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な役割を担っています。
- 市民アンケートでは、東金市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の認知度が4割程度となっており、活動の周知が必要です。

市の方向性

- 東金市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と密に連携し、地域福祉を盛り上げるための活動に対し、積極的に支援を行います。
- 自助、共助、公助に加え、互助の考えを市民に浸透させる取組を進め、助け合いのまちづくりを目指し、社会福祉協議会とともに市民の意識改革を図ります。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
東金市社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会の実施する事業等に対して積極的に支援を行い、連携を図ります。	庁内各課

基本目標3 安全な暮らしと健康づくり



取組方針1 災害等に備えた地域体制づくり

施策① 配慮が必要な方の避難支援体制の構築

関連するSDGs



地域の現状

○災害への不安に対し、災害時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等が課題となっています。

市の方向性

- 障がい者、高齢者など、災害時に何らかの手助けが必要な方が円滑に避難できるよう、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に取り組みます。
- 圏域の高齢者福祉施設や障害者支援施設等と連携し、災害時における福祉避難所の設置を進めます。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
災害時の情報提供	配慮が必要な方へSNS、架電サービスを活用した情報提供を行います。あわせてサービス登録者数が増えるよう、周知します。	消防防災課
避難行動要支援者の個別避難計画の作成・活用	実効性を伴う避難行動要支援者の個別避難計画の作成に取り組みます。	社会福祉課 高齢者支援課 消防防災課
福祉避難所の設置	福祉施設等との協定締結をはじめ、災害時に受け入れをしてくれる福祉避難所の拡充を図ります。	社会福祉課 高齢者支援課 消防防災課
【新規】 妊産婦・乳幼児に対する避難者支援	助産師会や関係機関の協力を得て、災害時に避難所に避難された妊産婦・乳幼児の健康管理を行います。	健康増進課

施策② 防災意識の啓発と支え合い

関連するSDGs



地域の現状

- 令和元年に発生した豪雨災害などを踏まえ、自然災害時の対応について事前に備えておくための対策が求められています。
- 自主防災組織が立ち上がっている地区が限られています。

市の方向性

- 自然災害等への対策や、地域で支え合うための組織づくりを支援します。
- 市民の防災意識の向上に努めます。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
自主防災組織育成事業	全ての地区で、自主的な防災活動を実施できるよう、自主防災組織の設立・育成支援を行います。	消防防災課
防災啓発事業	市民の防災意識の向上を図るため、市主催の防災イベント「防災フェスタ」や市民を対象とした避難訓練を実施します。	消防防災課

施策③ 感染症等への対策

関連するSDGs



地域の現状

- 新型コロナウイルス感染症は市民生活を大きく変化させ、その影響は計り知れません。
- 感染症対策のさらなる徹底とともに、アフターコロナへの展望が求められています。

市の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の収束に向けた取組をさらに進めます。
- 新たな感染症などの防止のため、市民の健康と安全をまもるための行動意識の啓発に努めます。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
新型コロナウイルス感染症等への対策	感染状況や国の動向を踏まえ、迅速に対応するとともに、市民への情報提供を含めて感染拡大防止に向けた取組を進めます。	健康増進課
【新規】 アフターコロナに向けた支援策	社会経済活動の成長と暮らしの安定化を図るため、全庁体制で支援策を検討し、適時対応します。	庁内各課

取組方針2 犯罪や交通事故を防ぐ体制づくり

施策① 防犯意識の向上

関連するSDGs



地域の現状

○犯罪被害件数のうち特殊詐欺（電話 de 詐欺等）・悪質商法などの被害における高齢者の占める割合が増加傾向にあり、高齢者を守る対策が求められています。

市の方向性

- 防犯組合やボランティアなどの活動を支援するとともに、啓発活動やパトロール活動の充実を図ります。
- 市民の防犯意識の向上に努めます。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
防犯対策事業	防犯組合への活動支援や、防犯パトロール活動の充実を図ります。 市民に対して、詐欺被害等防止のチラシを配布し、防犯意識の向上を図ります。	消防防災課

施策② 配慮が必要な方の安全確保

関連する SDGs



地域の現状

- 近隣自治体において子どもを巻き込んだ悲惨な事故が発生したように、子どもの安全確保のために学校と地域が一体となった交通安全対策が求められています。
- 全国的にアクセル踏み間違い等による高齢者の事故が増えており、自動車事故の防止対策が求められています。

市の方向性

- 通学路の整備や危険な箇所の提示など、道路の安全性の確保及び危険な箇所の把握・点検に努めます。
- 警察や交通安全協会等と連携し、交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
交通安全対策事業	子どもや高齢者に向けて交通安全教室を開催します。 高齢者の運転免許証返納を促す活動を行います。	消防防災課 地域振興課
交通安全施設整備事業	通学路の安全確認を行い、危険箇所の整備を図ります。	学校教育課 建設課

取組方針3 健康づくり、介護予防の推進

施策① 健康寿命の延伸と新事業の展開

関連するSDGs



地域の現状

- 高齢化により、生産年齢人口が減少することで、支えられる側にならないよう誰もが長く元気に活躍できる社会が求められています。
- 健康寿命の延伸には行政の取組だけではなく、市民一人ひとりの心がけが必要となるため、さらなる取組の周知と工夫が必要です。

市の方向性

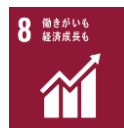
- 新たな事業として、国保、介護、健康の各分野が連携し、保健事業と介護予防を一体的に実施することでフレイル予防を図り、市民ができるだけ生活機能の維持向上が可能な状態を保てるように努めます。
- とうがね健康プラン 21 に基づき、市民の健康づくりを推進するとともに、生活習慣病の重症化防止等により、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図ります。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
【新規】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	企画調整などを担当する医療専門職を配置し、高齢者に対する個別的支援や通いの場等への積極的なアプローチを進めます。	国保年金課 高齢者支援課 健康増進課
生活習慣病予防と重症化防止	糖尿病や高血圧などの生活習慣病予防や糖尿病性腎症等の重症化を予防するため、保健指導をきめ細やかに実施し、早期治療につなげるとともに、継続した生活習慣の改善を図ります。	国保年金課 健康増進課

施策② 高齢者の社会参加と生きがいづくり

関連する SDGs



地域の現状

○2025年にいわゆる団塊の世代が75歳以上となることなど、高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加することが見込まれます。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるようにするための施策が求められています。

○市民アンケートでは、6割以上の方が今の住まいに住み続けたいと回答しており、特に60歳以上では7割を超えています。

市の方向性

○生涯学習、就労など自らの経験と知識を活かして積極的な社会参加を促し、交流の場や機会の提供に努め、高齢者の生きがいづくりを推進します。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
介護予防の推進	「東金市ロコモ体操」の普及を図り、住民主体による介護予防活動の取組を支援します。	高齢者支援課
支え合いの地域づくりの推進	地区ごとに高齢者のニーズを把握し、必要なサービスの充実が図れる体制づくりを推進します。	高齢者支援課
認知症施策推進事業	認知症高齢者の尊厳が守られ安心して生活できるよう、認知症に関する知識の普及啓発の推進を図ります。	高齢者支援課

取組方針4 生活環境の整備

施策① 公共交通の充実

関連するSDGs



地域の現状

○高齢者や障がい者の方など、日常生活の中で移動が困難な方の足として、また、交通不便地域を解消するために、公共交通空白地域には市内循環バスを、加えて、市内全域を対象にデマンドタクシーをそれぞれ運行しています。

市の方向性

○第3次東金市総合交通計画に基づき、市内循環バスやデマンドタクシーを含めた公共交通の在り方について検討を進めます。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
総合交通計画推進事業	令和4年度中に策定を予定している新たな総合交通計画に基づき、今後の市の公共交通施策を示します。	地域振興課
バス路線確保事業	市内循環バスの運行により公共交通空白地域の解消等を図ります。	地域振興課
デマンドタクシー運行事業	高齢者や障がい者など、日常生活の中で移動が困難な方の足として、また、交通不便地域を解消するために、デマンドタクシーの運行をします。	地域振興課

施策② 配慮が必要な方への外出支援

関連する SDGs



地域の現状

- 高齢化が進み、免許返納や地域商業の衰退等により今後移動困難な方が増えることが見込まれ、こうした人々への外出支援策が課題となっています。
- 閉じこもりは様々な疾病の要因にもなり、また、外に出ることで人とのつながりを保つことは人生を楽しく過ごすための活力になります。

市の方向性

- 日常の買い物が困難な高齢者等を支援するため、市内全域で買い物支援事業を進め、生活の利便性向上を図るとともに、ご近所がつながる場の提供、見守り支援を併せて行います。
- 福祉タクシーや介護タクシーについて、継続して実施し、障がい者や高齢者等の外出支援や社会参加を推進します。

具体的施策

施策名	施策概要	担当課
買い物支援事業	高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるよう、地域、協力事業者と連携して取り組みます。	高齢者支援課
【新規】 介護予防・生活支援サービスの新たな展開	要支援者に対する新たな外出支援サービスについて検討します。	高齢者支援課
移動支援事業	福祉タクシーやケアタクシーについて、今後も継続して実施します。	社会福祉課 高齢者支援課

第5章 市社協の施策展開

《地域福祉活動計画》

※第5章の具体的な取組における取組・連携団体の略称は以下のとおりです。表中の黒字は、取組・連携が想定できる団体です。

社協…市社会福祉協議会

住民組織（住民）…区会・自治会（連合会）、まちづくり協議会

ボランティア・NPO（ボラ）…ボランティアグループ（ボランティア連絡協議会）、市民活動団体、老人クラブ（連合会）、地区社会福祉協議会、NPO 法人、サークル（子育て等）、PTA

行政、教育（行政）…市町村役場、警察、消防、小・中・高等学校、大学、短大、専門学校、公民館
障がい者・当事者団体（障がい）…身体・聴覚・視覚・知的・精神障がい者団体、家族会、介護者の会
保健・医療・福祉関係（保健）…地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健所・保健センター、病院・診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、助産師会、民生委員児童委員（協議会）

商工・労働関係（商工）…商工会議所、青年会議所、商店会（連合会）、農協、漁協、生協、労働組合、ハローワーク、シルバー人材センター、企業

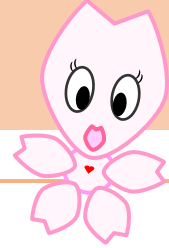
社会福祉施設（施設）…老人福祉施設、居宅介護事業所、障害者福祉施設、児童福祉施設、児童相談所、福祉センター、福祉総合相談窓口、保育園、こども園、幼稚園、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、学童保育所

その他…保護司（連絡協議会）、他

※「千葉県社会福祉協議会発行の地域福祉活動計画策定支援マニュアル」の調査対象機関・団体例を参照

基本目標1

互いを気にするきずなづくり



取組方針1

ご近所力(互近助力)の向上

取組① 身近な地域・福祉を知る機会の充実

地域の現状



取組の方向性

- 一人ひとりが地域に関心をもてるような意識づくりをしていきます。
- 身近な地域を知ること、ゆるやかな隣近所とのつながりの構築を目指します。


具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
一人ひとりが地域に関心をもてるような意識づくり	ホームページや広報紙、回覧板などによる地域の情報発信	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	福祉のまちづくりポスターコンクールによる児童の福祉意識の育成	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 出前講座(仮)などによる地域福祉活動への理解促進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

取組内容	取組方法	取組・連携団体
ゆるやかな隣近所とのつながりづくり	【新たな取組】 日頃からあいさつができる地域づくり、あいさつ運動（仮）等	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	日頃から助け合える関係の意識づくり	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 小地域懇話会（仮）による話し合いの場づくり	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 自分たちの住んでいる地域の特性（人・活動など）を知りましょう
- 日頃からあいさつ等を通して隣近所とゆるやかにつながっておきましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組② 身近な活動者の情報共有・連携強化

地域の現状



取組の方向性


- 身近な地域で活動する団体の理解を促進し、つながりを強化します。
- 団体ごとの活動手法を共有化する場をつくり、同じ目的や内容の活動について共催につなげるなど、効果的な事業の展開を目指します。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
地域で福祉活動をする団体の理解促進とつながりの強化	ホームページや広報紙、回覧板などによる地域団体や活動内容の情報発信	社協、住民、ポラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 各団体の活動報告会（仮）による相互理解の促進	社協、住民、ポラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
効果的な事業展開の実施	【新たな取組】 共通する活動内容の連携や共催の推進	社協、住民、ポラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	市民と考えるとうがね社協ひろばの実施	社協、住民、ポラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 自分が住んでいる地域では、どんな人がどんな活動をしているか、興味・関心を持ちましょう
- 同じような活動をしている人とつながりましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組③ 地域福祉活動計画の周知

地域の現状



取組の方向性


- 市民に本計画を周知するため、様々な方法で情報発信を行います。
- 広く周知をすることで、地域福祉への理解を深め、計画の各取組を推進していきます。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
地域福祉活動計画の周知	ホームページや広報紙、回覧板などによる計画の周知	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 小地域懇話会（仮）による計画の理解促進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
地域福祉の理解促進と計画の各取組の推進	計画内容の理解を促進する概要版などの作成	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 地域福祉活動計画の内容を確認しましょう
- 地域福祉活動計画の中で、自分にできることを考えてみましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組方針2 ふくしの情報提供機能の充実

取組① わかりやすい情報の提供

地域の現状



取組の方向性

○多様な情報提供方法を活用し、地域福祉活動の「見える化、見える化」を進め、わかりやすい情報の提供に努めます。


具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
多様な情報提供方法の活用	ホームページや広報紙、回覧板などによる福祉の情報発信	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 SNSなどによる新たな情報発信への取組	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	民生委員や地区社協等、地域の活動者による情報提供	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

取組内容	取組方法	取組・連携団体
地域・福祉活動の「見える化・見せる化」の充実	パンフレットスタンドなどによる各種福祉活動の情報発信	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	サロンや交流の場での積極的な情報発信	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	サービスガイドなどによる情報提供	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 市や社会福祉協議会の広報紙やホームページ、地区の回覧などに掲載される福祉に関する情報を積極的に収集しましょう
- 困ったことがあれば、地域の民生委員や市内の相談窓口にご相談しましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組② 情報を必要としている人への支援

地域の現状



取組の方向性

○情報を得ることが難しい方に対して、情報を得やすい方法や仕組みづくりに努めます。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
情報を得やすい方法の工夫と活用	SNSなどから情報を得るためのスマホ教室（仮）の開催	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	目の不自由な方が情報を得るための音訳CDの作成	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

○情報を得ることが難しい方に対して、相手に伝わりやすい工夫を考えてみましょう

○地域の情報に関心を持ち、周りの人にも伝えましょう

自分でできることを書き出してみましょう！

取組③ 社会福祉協議会の理解促進

地域の現状



取組の方向性


○身近な困りごとへの関心を高め、分野を問わず活動につなげる社会福祉協議会についての理解を深めます。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
社会福祉協議会活動の周知	ホームページや広報紙、回覧板などによる活動の周知	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 SNSなどによる新たな情報発信への取組	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	チラシ（パンフレットスタンド）や募金箱などの設置場所の増設	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	PRグッズ（社協マスコットキャラクターなど）の活用	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	福祉活動功労者への表彰や福祉講演会の開催	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	行政機関や関係機関との連携強化	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 社会福祉協議会の活動に興味を持ちましょう
- 身近な社会福祉協議会活動に参加してみましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

基本目標2

繋がりを広げるまちづくり



取組方針1

孤立させない取組の強化

取組① 見守り活動の推進

地域の現状

近所で困っている人はいるのかな

高齢者や障がい者への支援が必要だよ

助け合えるまちづくりを進めよう

声かけや見守りならできるかな

取組の方向性


○地域に住むひとり暮らし高齢者や障がいのある方などの社会的孤立を防ぐため、見守りや声かけ活動に取り組みます。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
ひとり暮らし高齢者や障がいのある方などの社会的孤立を防ぐための、見守りや声かけ活動への取組	ささえあいサービスによる地域の見守りの実施と、見守り体制の見直し	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	福祉テレホンサービスによる見守りの実施	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	区長、民生委員、地区社協や行政機関などとの連携強化	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 近所の人様子を気にかけてあいましょう
- 地域で困っていることはないか考えてみましょう
- 地域で見守る必要がある方を把握しましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組② 支え合いの地域づくりの推進

地域の現状



取組の方向性


○地域で生活する子どもや高齢者、障がい者など、全ての人が地域をともに創っていく、地域共生社会の実現に向けて、日常生活を地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
日常生活を地域全体で支える仕組みづくり	ふれあい移動サービス（福祉有償運送）による移動困難者の支援	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	福祉カー貸出サービスによる外出支援	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	身近な助け合いとなる住民参加型在宅サービスの立ち上げ支援	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	支え合いの地域づくり（生活支援体制整備事業）への参加促進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	共同募金運動への協力	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 地域で気づいたことを「自分のこと」として考えてみましょう
- あったらいいなと思う仕組みを考えてみましょう
- できるときに無理なくできることに、参加してみましょう

自分でできることを書き出してみましょう！

取組方針2 ふれあいを育む場の推進

取組① 住民交流の場の充実

地域の現状



取組の方向性

- 地域で誰もがふれあえる交流行事や、子どもや高齢者など、異なる世代が共に参加し、気軽につながることでできる交流行事の充実に努めます。
- 同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実に努めます。


具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
地域の交流行事や世代間交流行事の充実	市民が参加するふれあい交流の場づくり	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	ふれあい物品貸出サービスによる交流機会の促進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	地域で生活する異世代間交流の場づくり	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	市民と考えるとうがね社協ひろばの実施	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

取組内容	取組方法	取組・連携団体
地域の交流行事や世代間交流行事の充実	障害者週間イベント東金チャレンジドフェスタの開催	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	ボランティアまつりの開催	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実	子育てサロンによる子育て世代の交流の場づくり	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	不登校・ひきこもりミーティング（仮）の開催	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	障がい者ふれあいバスツアーによる外出機会づくり	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	障がいのある子もない子も共に遊べるおもちゃ図書館への支援	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	当事者や当事者の家族会などの活動支援	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 地域の交流できる場所に参加してみましょう
- 友人やご近所を誘い合ってみましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組② ふれあいの場を担う活動者の支援

地域の現状



取組の方向性

○より積極的な活動が展開できるよう、サロンや交流行事の担い手に対して、関係者同士の交流や情報交換の場（顔の見える場）づくりに努めます。


○活動の活性化を図るため、情報提供を充実します。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
活動する関係者同士の交流や情報交換の場づくり	ふれあいサロン活動者情報交換会の開催	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	ボランティアセンター説明会・交流会の開催	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 同じ活動をする仲間と情報を共有しましょう
- 参考になりそうな取組に関する情報を収集しましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組方針3 多様な主体と連携した地域づくりの推進

取組① 地域の団体同士の情報共有・連携強化

地域の現状



取組の方向性


- 地域にある企業や事業所等、多様な主体や関係機関同士の情報共有を進めます。
- 地域の多様な主体が、お互いの強みを活かし地域ごとのニーズにあった取組を推進できるよう、連携強化を進めます。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
企業や事業所等、多様な主体や関係機関同士の情報共有	【新たな取組】 連絡会・交流会（仮）による情報共有の場づくり	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
お互いの強みを活かした取組の連携の強化	相互理解を図り地域活動への参画を促進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 企業の地域貢献を地域につなげる仕組みづくり	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 自分の得意なことで地域活動に参加してみましよう
- 自分の地域にどんな企業や事業所があるか見つけてみましよう
- つながることができるものを考えてみましよう

 自分でできることを書き出してみましよう！

取組② 多様な主体の地域活動への参画の推進

地域の現状



取組の方向性


- 市民、地域団体、企業など、様々な主体の地域活動参画を推進します。
- 社会福祉法人の地域における公益的な取組と地域福祉活動の関係構築に努めます。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
様々な主体の地域活動参画の推進	障害者週間イベント東金チャレンジドフェスタの開催【再掲】	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	ボランティアまつりの開催【再掲】	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 企業、団体の積極的な福祉活動への参画と連携の推進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	市民と考えるとうがね社協ひろばの実施【再掲】	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
社会福祉法人の地域における公益的な取組と地域福祉活動の関係構築	社会福祉法人の公益的な取組の周知と地域活動との連携	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- お互いの活動や立場を理解しましょう
- 得意分野を活かしながら連携・協働できるところとつながりましょう
- 得意分野を活かしながら、できることを考えてみましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

Two horizontal dashed lines for writing, enclosed in a red rounded rectangle.

取組方針4 相談・支援体制の充実

取組① 相談体制の充実

地域の現状



取組の方向性


〇分野を問わず、日常生活に生じる様々な課題に対して、相談支援を行います。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
日常生活に生じる様々な問題に対して相談支援を実施	法律に関する困りごとが相談できる暮らしの中の法律（弁護士）相談の実施【再掲】	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	気軽に相談できる心配ごと相談の実施【再掲】	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	心配ごと相談員研修会による多様化する相談への支援強化	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	民生委員や地区社協等、地域の活動者による情報提供と連携した困りごとの把握	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 身近に困っている人はいないか気にかけてみましょう
- どんな相談機関があるか調べてみましょう
- 身近な相談窓口を周りの人に伝えましょう
- 困ったことがあれば、地域の民生委員や市内の相談窓口にご相談しましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組② 権利擁護の推進

地域の現状



取組の方向性


○日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及啓発、市民の参加による権利擁護を推進します。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及啓発	日常生活自立支援事業（愛称：すまいる）の実施	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	日常生活自立支援事業（愛称：すまいる）の普及・啓発	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	成年後見制度の普及・啓発	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
市民の参加による権利擁護の推進	地域づくりを見据えた生活支援員の養成	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	生活支援員研修会による要支援者の理解促進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 事業や制度の理解を深めましょう
- 相談を受けたり、支援が必要な人がいたら専門の相談窓口を紹介しましょう
- 自分でできそうなことから協力してみましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

基本目標3

地域を支える人づくり



取組方針1

地域で活動する人材の育成

取組① 担い手の育成

地域の現状



取組の方向性


○地域活動の担い手を育成するため、幅広い人材を対象とした講座を開催します。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
幅広い人材を対象とした講座を開催し、担い手の育成	担い手養成講座による生活支援活動者の育成	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	夏休みボランティア体験による児童・生徒の福祉意識の育成	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	市内各学校（小学校・中学・高校・大学）との連携強化	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	地域福祉活動に関する情報発信による活動者の掘り起こし	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 地域活動に対して興味・関心を持ちましょう
- 身近な課題を考えてみましょう
- 興味のある講座に参加してみましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組② 福祉教育(福祉共育)の推進

地域の現状



取組の方向性


- 学校等と連携し、地域の高齢者や障がいのある方などを理解する福祉教育を進めます。
- 様々な体験を通して、地域の中で関係者が共に学び、共に育ち合えるよう取り組みます。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
学校等と連携し高齢者や障がいのある方などを理解する福祉教育の推進	福祉教育プログラムの作成による活動支援	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 福祉教育関係者情報交換会(仮)による情報共有	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
体験を通して地域で共に学び、育ち合える機会づくり	当事者団体、事業所、地域住民等、様々な主体や学校と連携した福祉教育の推進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	障がい(視覚、聴覚、車いす)や高齢者等の疑似体験を通じた福祉教育の推進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 高齢者や障がいのある方の理解を深めましょう
- 高齢者や障がいのある方にできるお手伝いを見つけましょう
- それぞれの個性・多様性を認めあい活かしていきましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組③ 小地域福祉活動の推進

地域の現状



取組の方向性


- 地域ごとの特性を活かした福祉活動の充実について支援に努めます。
- 地域において、実践的な福祉活動を担っている地区社会福祉協議会活動を支援します。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
地域の特性を活かした福祉活動の充実支援	小地域の取組支援（地域目標設定や地域課題への取組推進など）	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 生活圏域に即した地域活動の範囲の見直しの検討	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
地区社会福祉協議会活動の支援	地区社協活動推進連絡会による情報交換	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	地区社協会長、福祉活動推進員研修会による先駆的な活動地区の視察	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	地区社協活動の積極的な発信による福祉活動への参加意識の向上	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 地域のつながりを大切にしましょう
- 身近な地域の行事や活動に参加してみましょう
- 地域で困っていることはないか、考えてみましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組方針2 ボランティア活動の活性化

取組① ボランティア活動の推進

地域の現状



取組の方向性

- 地域で気軽にボランティア活動に参加できるような仕組みづくりを進めます。
- ボランティア活動をするうえで、効果的な情報を発信、提供します。


具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
気軽にボランティア活動に参加できるような仕組みづくり	ボランティアメニューの増加による参加機会の促進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	ボランティア入門講座によるボランティア活動への理解促進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	ボランティア専門講座によるボランティア活動の充実支援	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	ボランティアまつりによる活動者の相互理解	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

取組内容	取組方法	取組・連携団体
ボランティア活動に効果的な情報発信	定期的な広報紙の発行やホームページでの情報発信	社協、住民、ポラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 SNSなどによる新たな情報発信への取組【再掲】	社協、住民、ポラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 自分の得意なこと、好きなことを活かした活動に参加してみましょう
- 仲間を増やしましょう
- 地域の行事に参加してみましょう
- 身近なボランティアの情報に興味をもちましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組② ボランティア・市民活動センター機能の充実

地域の現状



取組の方向性


- 地域の多様なボランティア活動を把握し、情報発信に努めます。
- ボランティアに参加したい人をつなぐ機能や相談窓口の充実を目指します。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
多様なボランティア活動の把握と情報発信	施設等へのアンケート調査によるボランティアの発掘	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	ボランティア（団体、個人）の交流会によるボランティア活動の拡大	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	ボランティア活動の情報発信による登録者の増員	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	ボランティアセンター機能の情報発信による利用者の増加	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
参加したい人をつなぐ機能や相談窓口の充実	ボランティアコーディネーターの配置による相談機能の充実	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	ボランティア情報コーナーの設置による情報発信	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- どんなボランティアがあるか探してみましょう
- ボランティアに興味・関心を持ちましょう
- 気軽にボランティアセンターを利用してみましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

取組③ 災害ボランティアセンターの体制づくり

地域の現状



取組の方向性


- 発災時の災害ボランティアセンター設置、運営の体制づくりを進めます。
- 市民参加の立ち上げ訓練を継続的に実施し、災害時の備えに努めます。

具体的な取組

取組内容	取組方法	取組・連携団体
発災時の災害ボランティアセンターの設置・運営の体制づくり	災害ボランティアセンター運営マニュアルの充実と定期的な見直しの実施	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	【新たな取組】 関係機関との連携強化（災害時の協定等）	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
市民の参加による立ち上げ訓練の継続的な実施	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練による支援者の確保	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他
	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練への多様な主体の参加促進	社協、住民、ボラ、行政、障がい、保健、商工、施設、その他

私たちができること

- 避難場所を家族で話しておきましょう
- 災害ボランティアセンターの役割を理解しましょう
- 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練に参加してみましょう
- 近所の人とのつながりを作りましょう
- 災害時はお互いにできることに協力しましょう

 自分でできることを書き出してみましょう！

第6章 各地区の施策展開

《地域福祉活動計画》

※第6章の具体的な取組における取組・連携団体の略称は、以下のとおりです。取組・連携団体は、地区別アンケートにおいて「地区の中で取組・連携できると思う団体」の選択肢とした団体です。表中の黒字は、取組・連携が想定できる団体です。

地区振興協議会、区長会、地区社協（地区社会福祉協議会）、民生児童委員、ボラ（ボランティア）、長寿会（長寿の会）、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改（食生活改善会）、体育協会、日赤（日本赤十字奉仕団）、自主防（自主防災組織）、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

第1節 地区別の地域福祉の推進

1 第2次計画の実績

第2次計画では、地域課題の解決には、「地域住民による、地域組織を核とした、地域単位での活動強化」という考え方から、「地区別地域福祉の推進」を重点プロジェクトとし、地区ごとの特性によって生じる課題に対応した取組を行うこととしました。

地域における推進体制のスケジュールとして、ワークショップ形式の懇話会等において、住民自らが地域の課題を把握していましたが、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響など、地域福祉活動が制限されました。

このような中でも、地区ごとに目標の設定や取組内容を決定し、決定した地区は取組（活動）を始めました。

■地域における推進体制のスケジュール ■参考資料

- ①目標の設定
 - ↓
 - ②取組内容の決定
 - ↓
 - ③取組（活動）
 - ↓
 - ④活動の振り返り、見直し
 - ↓
 - ⑤第3次計画の策定に向けて
- ⑥次ページの地区別の取組状況は、このような話し合いによりまとめられました。

わたしたち_____地区のスローガン

 具体的な取組 No.

活動タイトル（事業名）	
誰のために（対象となる人たち）	
誰が（活動の担い手、活動主体）	地区社協・区会・民生委員・ボランティア・長寿会 子ども会・食改・PTA・消防団・青年会・体協 青少年相談員・母子保健推進員・学校・福祉施設 商店（企業）・その他（_____）
事業内容	どのように （活動方法）
	（活動頻度）
	（場 所）
	（費用・資源）
	（留意点）

 こんなことが気になって、みんなで考えました！

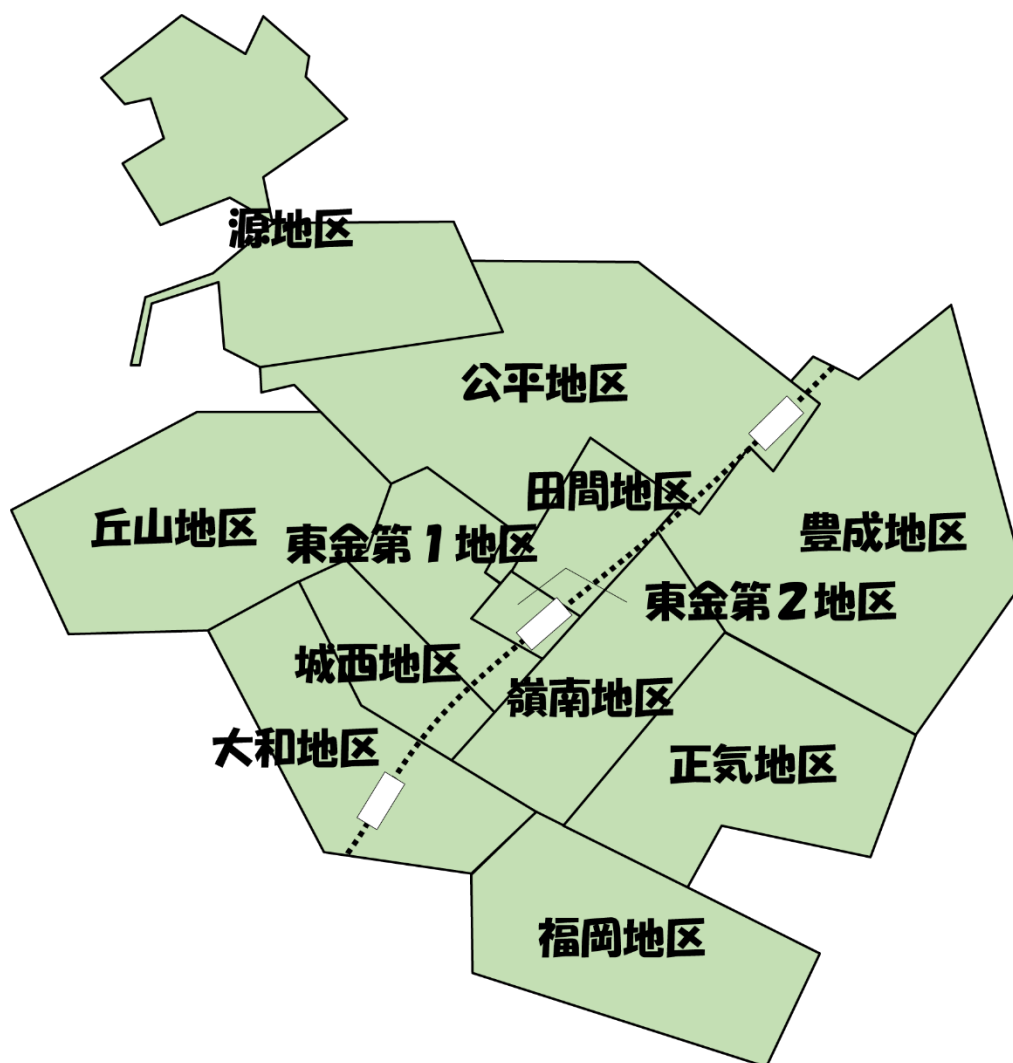
取組のきっかけになった課題	
課題が生じた理由は？	

第6章 各地区の施策展開<<地域福祉活動計画>>

■地区別の取組状況

地区	取組概要
東金第一	目標設定は未実施。 地区内での情報共有が課題となっている。
東金第二	目標設定は未実施。 地区社協に関わる人が限定されており、各種団体との繋がり強化が課題。
田 間	スローガン：「地域密着粉骨砕身＝田間」 取 組 内 容：感染予防対策の啓発・見守り
嶺 南	スローガン：「人生100年時代・健康長寿を目指そう」 取 組 内 容：ラジオ体操や健康講座、地区全体の健康フェスタ開催
城 西	スローガン：「ふれあいの輪を広げ、ささえ合う城西地域を作ろう」 「地域のきずなを深め子どもたちと交流をもとう」 「人と人がふれあい互いを思いやる心を重視した街づくりの情報発信」 取 組 内 容：安否確認、交流会、体操教室、地区内の施設と交流、小学校・ 保育所・幼稚園との世代間交流、広報紙の発行
公 平	「高齢者の見守り活動」について取組を検討している。
丘 山	「活動を通じて、各団体の交流」 「丘山振興会活動への協力」 を目標に今後具体的な取組を検討している。
大 和	スローガン：ふれあいささえあいの大和 取 組 内 容：安心安全事業（要援護者名簿の作成と活用） 世代間交流事業（あいさつの啓発活動） 福祉ネットワークの構築（大和地域福祉ネットワーク会議の設立）
正 気	スローガン：みんなで支え合い、思いやりを育む正気に 取 組 内 容：あいさつ・声かけ運動、新たな交流イベントの開催

地区	取組概要
豊成	目標設定は未実施。 各種団体・組織との繋がり強化が課題。
福岡	スローガン：今日を頑張る全ての高齢者を応援します 取組内容：民生児童委員と連携しひとり暮らし高齢者の見守り訪問
源	スローガン：いきいきみなもと 取組内容：いきがいのある外出支援（移動・買い物支援）特別養護老人ホーム福福の里の地域における公益的な取組に協力、連携して実施



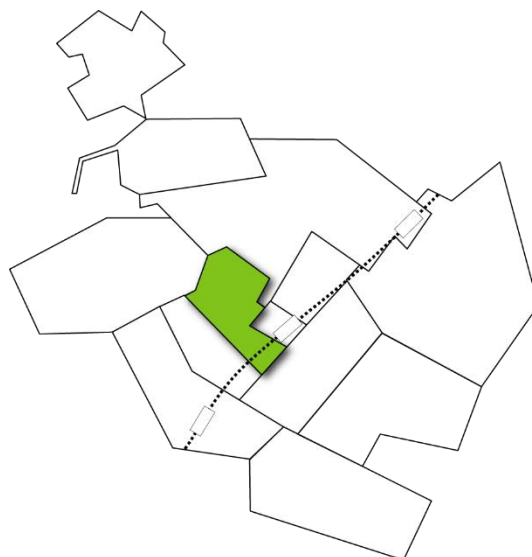
2 地区別の現状と課題

①東金第一地区(上宿・谷・日吉台)

東金第一地区(上宿・谷・日吉台)はJR東金駅の西方に位置しています。地区内には豊かな自然と、歴史・文化を伝える史跡が数多く残り、中でも、八鶴湖は、花見の名所として知られています。

また、昭和50年代には日吉台地区の大規模開発が始まり、それに伴い市の人口も急激に増加しました。

教育・保育施設として第1保育所、八坂台はぐくみの森保育園、ときがね幼稚園、日吉台小学校、北中学校、県立東金高校があります。



■地区の状況(令和3年4月1日現在)

人口	7,879人
年少人口	876人
生産年齢人口	4,800人
高齢者人口	2,203人
世帯数	3,817世帯
1世帯あたり人員	2.06人



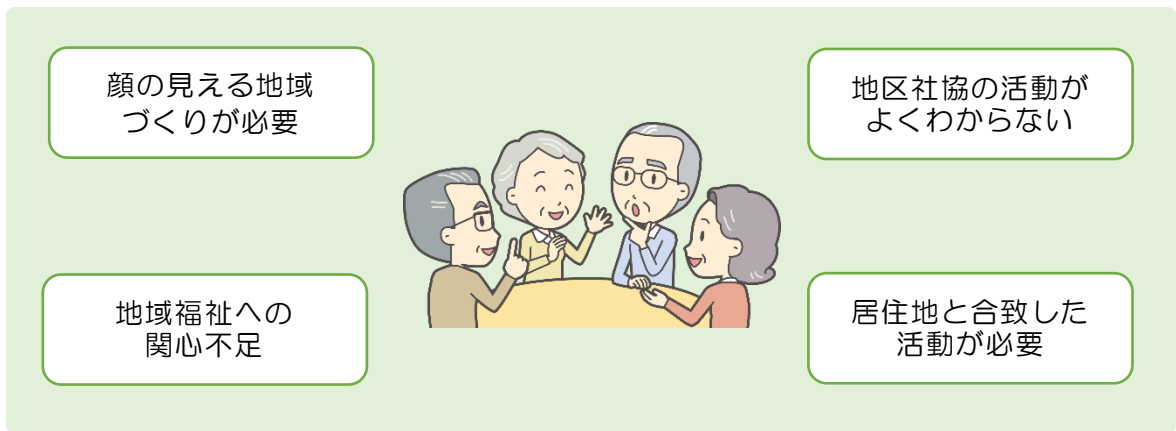
■地区の住民組織

東金地区振興協議会、日吉台地区振興協議会、東金地区区長会、東金第一地区社協、東金西地区民児協、長寿の会東金支会、子ども会東金支会、城西小PTA、日吉台小PTA、北中PTA、食生活改善会東金支部、体育協会東金支部、自主防災組織、消防団第一分団 等

■地区社協の活動

- ◇ふれあい広場(合同納涼会)
- ◇環境美化活動
- ◇健康体操
- ◇防犯パトロール
- ◇合同避難訓練
- ◇餅つき大会 等

地域の現状



具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
市民一人ひとりの活動参加を促し、参加したくなるような行事に勧誘してネットワークを作っていく	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
声かけ・訪問活動・美化活動等を通して、地域福祉の実情を知る、地域活性活動を拡大する	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
活動しやすい地区社協組織の編成	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

私たちができること

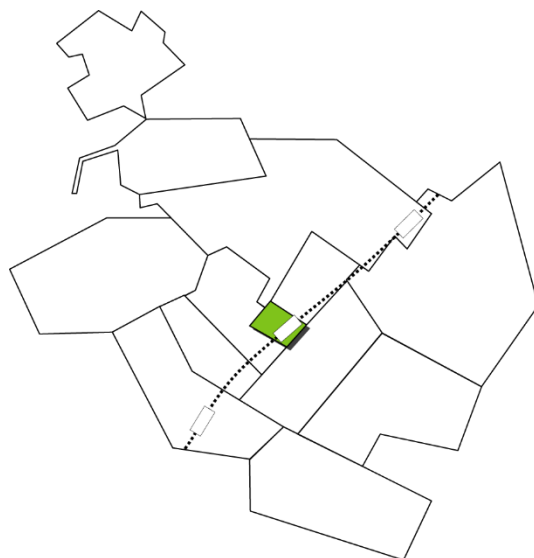
自分でできることを書き出してみましょう！

②東金第二地区(岩崎、新宿)

東金第二地区(岩崎、新宿)はJR東金駅前の旧市街に位置し、本市の玄関口となっています。JR東金駅は電車やバス等の公共交通機関の発着拠点となっています。

JR東金駅の東口にはショッピングセンターのほか、市役所をはじめ、東金図書館等の生涯学習施設、子どもたちが集う児童館などの公共施設が集まっています。

教育施設として、東金幼稚園、鶺嶺小学校があります。



■地区の状況(令和3年4月1日現在)

人口	1,907人
年少人口	155人
生産年齢人口	1,149人
高齢者人口	603人
世帯数	1,091世帯
1世帯あたり人員	1.75人




■地区の住民組織

東金地区振興協議会、東金地区区長会、東金第二地区社協、東金東地区民児協、長寿の会東金支会、子ども会東金支会、鶺嶺小PTA、東金中PTA、食生活改善会東金支部、体育協会東金支部、自主防災組織、消防団第一分団 等

■地区社協の活動

- ◇ふれあい広場
- ◇防犯パトロール
- ◇新入生歓迎会
- ◇園児との交流会
- ◇敬老会
- ◇子ども会合同クリスマス会 等

地域の現状



地域内の団体間で
情報共有が必要

どのような住人がいる
のかよくわからない

活動内容を明文化
してはどうか

いろんな人に
参加して欲しい

具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
地域団体の情報を回覧する	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
子どもと大人の行事を一緒に行う	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
要支援者の高齢者に関する情報提供の協力	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

私たちができること

自分でできることを書き出してみましょう！

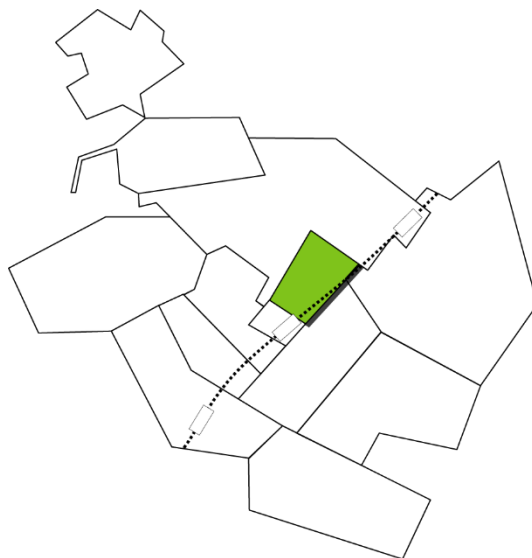
③田間地区

田間地区はJR東金駅の北方に位置しています。

地区内にはふれあいセンター（東金市保健福祉センター）があり、各種健診や健康教室等の多岐にわたる保健サービスを提供しているほか、ボランティアルームもあり、福祉活動拠点となっています。

また、「道の駅みのりの郷東金」は、多くの観光客で賑わっています。

教育・保育施設として、第2保育所、わくわく保育園東金園（令和4年4月開園予定）東小学校、東中学校、千葉学芸高校があります。



■地区の状況（令和3年4月1日現在）

人口	8,559人
年少人口	1,199人
生産年齢人口	5,499人
高齢者人口	1,861人
世帯数	4,015世帯
1世帯あたり人員	2.13人




■地区の住民組織

田間地区振興協議会、田間地区区長会、田間地区社協、東金東地区民児協、長寿の会東金支会、子ども会東金支会、東小PTA、東中PTA、食生活改善会東金支部、体育協会東金支部、自主防災組織、消防団第二分団 等

■地区社協の活動

- ◇田間区敬老会
- ◇ひとり暮らし高齢者旅行
- ◇ふれあい文化展
- ◇田間物語リレーマラソン大会
- ◇ひとり暮らし高齢者や寝たきりの方への友愛訪問
- ◇広報「社協たま」発行 等

地域の現状



地域行事への積極的な参加が大切

個人情報保護法の影響で連絡体制が心配

高齢化による人材不足

若い世代の各種団体への参加を促進したい

具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
行事の早期連絡や開催時の声かけ	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
地域内の連絡網を構築	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
新旧住民の交流の場を増やす	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

私たちができること

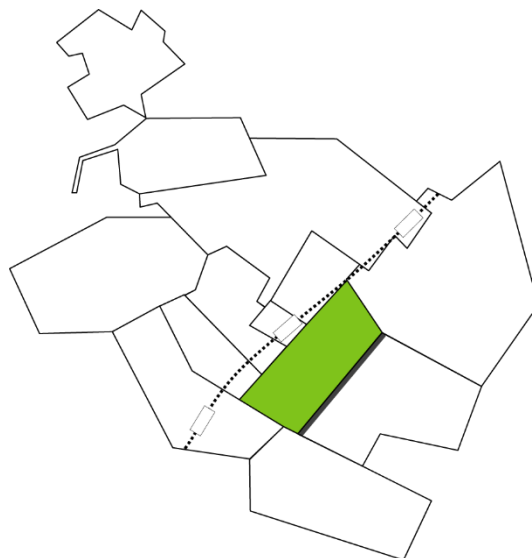
自分でできることを書き出してみましょう！

④嶺南地区

嶺南地区はJR東金駅の南側に位置しています。

地区内には東金警察署、千葉地方法務局東金出張所といった公共施設があり、スポーツ施設として東金アリーナが整備されています。

教育施設として嶺南幼稚園、東金中学校、県立東金特別支援学校があり、また、令和6年度には新たに認定こども園を誘致する予定です。



■地区の状況（令和3年4月1日現在）

人口	5,837人
年少人口	742人
生産年齢人口	3,453人
高齢者人口	1,642人
世帯数	2,723世帯
1世帯あたり人員	2.14人



■地区の住民組織

嶺南地区振興協議会、嶺南地区区長会、嶺南地区社協、東金東地区民児協、長寿の会東金支会、子ども会東金支会、鶴嶺小PTA、東金中PTA、食生活改善会嶺南支部、体育協会東金支部、自主防災組織、消防団第二分団、れいなんスマイル・サポート（第2層協議体）等

■地区社協の活動

- ◇園児と長寿者のふれあい広場
 - ◇友愛訪問
 - ◇友愛クラブ
 - ◇研修視察
 - ◇防犯パトロール
 - ◇広報「れいなん福祉」発行 等
- （高齢者ふれあい・いきいきサロン）

地域の現状



各団体間の交流が少なく連携が取りづらい

若者が集まる交流会がない

いろいろな分野の人がイベントに参加して欲しい

健康寿命を延ばすことが大切

具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
地区防災体制を構築する	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
多種の団体との交流の場を設置	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
地区社協の役員メンバーで定期的話し合いをする	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

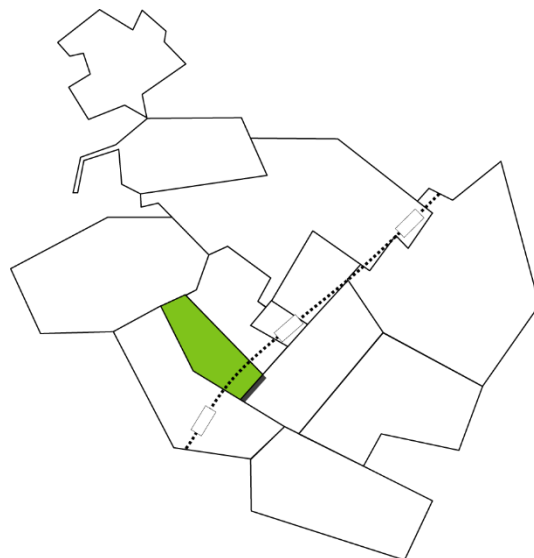
私たちができること

自分でできることを書き出してみましょう！

⑤城西地区

城西地区はJR東金駅の西方、東金第1地区と大和地区との間に位置しています。

教育施設として城西幼稚園、城西小学校、西中学校があります。



■地区の状況（令和3年4月1日現在）

人口	3,584人
年少人口	379人
生産年齢人口	2,123人
高齢者人口	1,082人
世帯数	1,634世帯
1世帯あたり人員	2.19人




■地区の住民組織

城西地区振興協議会、城西地区区長会、城西地区社協、東金西地区民児協、長寿の会東金支会、子ども会東金支会、城西小PTA、西中PTA、食生活改善会東金支部、体育協会東金支部、自主防災組織、消防団第一分団 等

■地区社協の活動

- ◇お楽しみ会
- ◇移動研修
- ◇歴史探訪
- ◇園児とのふれあい交流
- ◇広報「コスモス城西」発行
- ◇小学生との世代間交流 等

地域の現状



地域に様々な団体があることを知らない

新しい住民とのコミュニケーション不足

各団体の活動内容が理解されていない

住民同士が交流する機会が必要

具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
区の見聞録に各種行事の年間予定を載せる	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
広報活動をする	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
地区の歴史を広報に載せる	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

私たちができること

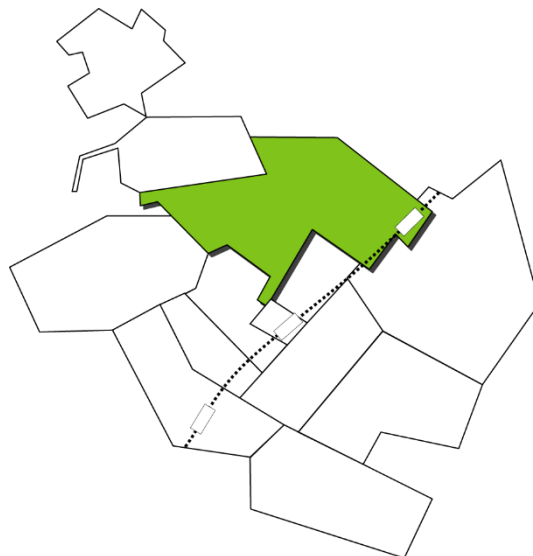
自分でできることを書き出してみましょう！

⑥公平地区

公平地区は本市の北方に位置し、JR求名駅の西方に広がり、北は山武市に接しています。

地区内には県立東金青年の家があり、その周辺には青年の森公園野球場とテニスコートが整備されています。

教育施設として、公平幼稚園、県立東金商業高校、県立農業高等学校、城西国際大学があり、若者と地域との交流も盛んとなっています。



■地区の状況（令和3年4月1日現在）

人口	4,845人
年少人口	407人
生産年齢人口	2,645人
高齢者人口	1,793人
世帯数	2,327世帯
1世帯あたり人員	2.08人



■地区の住民組織

公平地区振興協議会、公平地区区長会、公平地区社協、公平地区民児協、長寿の会公平支会、子ども会公平支会、東小PTA、東中PTA、食生活改善会公平支部、体育協会公平支部、自主防災組織、消防団第三分団、公平地区たすけあい協議会（第2層協議体）等

■地区社協の活動

- ◇ふれあい広場
- ◇福祉座談会
- ◇移動研修会

- ◇高齢者友愛訪問
- ◇一声運動
- ◇環境美化活動 等

地域の現状



具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
相互理解やきっかけ作り	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
地域でボランティア活動を行っていく	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
高齢者世帯には近所から声かけ	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

私たちができること

自分でできることを書き出してみましょう！

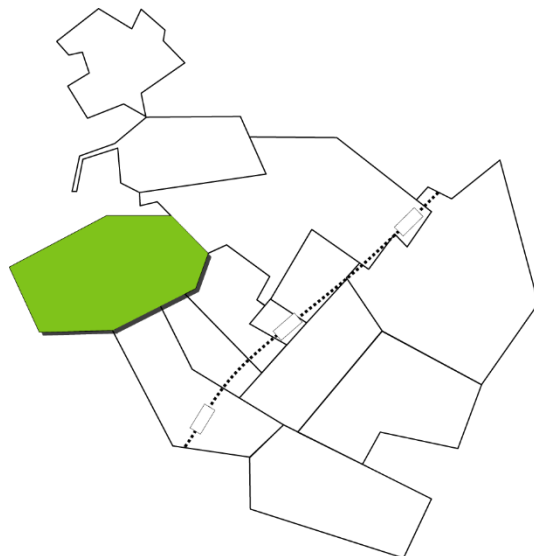
⑦丘山地区

丘山地区は本市の西端に位置し、千葉市、八街市、大網白里市と接しています。

都心と東金を結ぶ千葉東金道路と千葉県を南北に走る首都圏中央連絡自動車道とが接続する交通の要地であり、また、「千葉東テクノグリーンパーク」によって、企業団地が形成されています。

地区内には東千葉メディカルセンターがあり、地域中核病院となっています。

教育施設として丘山幼稚園、丘山小学校、県立東金高等技術専門校があります。



■地区の状況（令和3年4月1日現在）

人口	2,918人
年少人口	242人
生産年齢人口	1,616人
高齢者人口	1,060人
世帯数	1,391世帯
1世帯あたり人員	2.10人



■地区の住民組織

丘山地区振興会、丘山地区区長会、丘山地区社協、丘山地区民児協、長寿の会丘山支会、子ども会丘山支会、丘山小PTA、西中PTA、食生活改善会丘山支部、体育協会丘山支部、自主防災組織、消防団第七分団 等

■地区社協の活動

- ◇高齢者日帰りバスツアー交流会
- ◇敬老祝い品の配布
- ◇いきいきサロン
- ◇広報「丘山社協だより」発行 等

地域の現状



福祉活動や交流活動のPRが不足している

新旧住民のつながり

祭り等が減少し交流やつながりが減った

買い物や通院に交通の便が悪い

具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
役員以外でも参加できる区会の開催	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
他団体と積極的に意見交換を図る	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
子ども会や地区社協と協力して世代間交流の機会を企画する他、団体を越えた交流や運動を行う	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

私たちができること

自分でできることを書き出してみましょう！

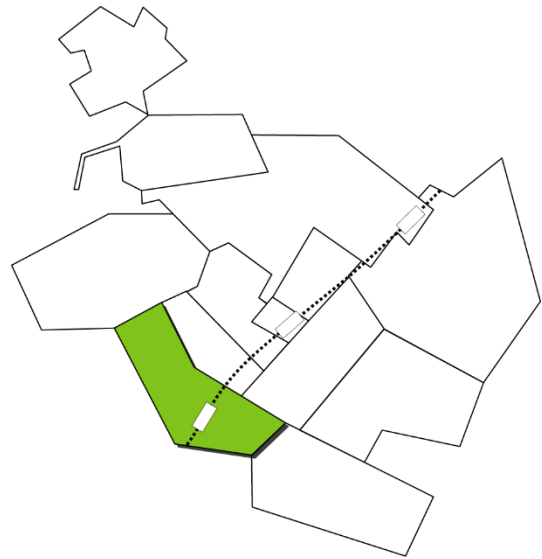
⑧大和地区

大和地区はJR福俵駅の周辺に位置し、大網白里市に接しています。

JR福俵駅前には区画整理され、自然に抱かれた住宅団地が造成されています。また、住宅地の周辺には農地が広がっています。

地区内には「房総の十和田湖」とも称される雄蛇ヶ池があり、四季折々の風景を映し出しています。

教育施設として、大和幼稚園があります。



■地区の状況（令和3年4月1日現在）

人口	4,025人
年少人口	378人
生産年齢人口	2,467人
高齢者人口	1,180人
世帯数	1,765世帯
1世帯あたり人員	2.28人



■地区の住民組織

大和地区振興協議会、大和地区区長会、大和地区社協、大和地区民児協、長寿の会大和支会、子ども会大和支会、城西小PTA、西中PTA、食生活改善会大和支部、体育協会大和支部、自主防災組織、消防団第七分団、大和地区社会福祉ネットワーク会議（第2層協議体）等

■地区社協の活動

- ◇ふれあいスポレク大和祭
- ◇ふれあい園児発表会
- ◇ふれあい広場大和地区文化展・芸能発表会
- ◇ボランティア交流会
- ◇福祉ネットワーク会議
- ◇広報「おんじゃ」発行 等

地域の現状



活動自体が知られていない

新たな住民が地域活動になじめていない

後継者等の人材が不足している

世代間の交流の場を増やしたい

具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
広報活動や声掛け	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
1回限りの参加しやすいボランティアの機会	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
大和祭等の個人・団体が参加できる行事を拡充	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

私たちができること

自分でできることを書き出してみましょう！

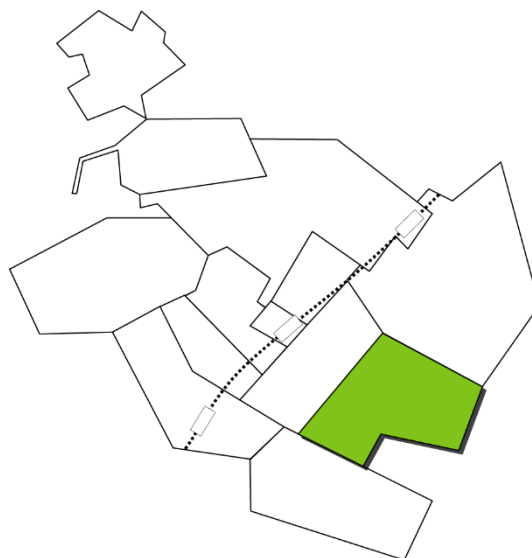
⑨正気地区

正気地区はJR東金駅の南東に位置し、九十九里町と接しています。

本市は「植木のまち」ともいわれますが、正気地区はそれを支える地区となっており、いたるところに植木畑があり、庭先にも花木が見られます。

地区内の公共施設として、市民スポーツの拠点となる家徳スポーツ広場や、汚水処理を行う浄化センターが整備されています。

教育施設として、正気幼稚園、認定こども園ユニヴァーサル雙葉学園、正気小学校があります。



■地区の状況（令和3年4月1日現在）

人口	7,036人
年少人口	717人
生産年齢人口	3,947人
高齢者人口	2,372人
世帯数	3,214世帯
1世帯あたり人員	2.19人



■地区の住民組織

正気地区振興協議会、正気地区区長会、正気地区社協、正気地区民児協、長寿の会正気支会、子ども会正気支会、正気小PTA、東金中PTA、食生活改善会正気支部、体育協会正気支部、自主防災組織、消防団第五分団、正気地区介護予防・生活支援サービス推進委員会（第2層協議体） 等

■地区社協の活動

- ◇ふれあい広場
- ◇ひとり暮らし高齢者友愛訪問
- ◇ふれあいお楽しみ広場
- ◇親子料理教室
- ◇男性料理教室
- ◇広報「まさき福祉だより」発行 等

地域の現状



地区の各種団体の活動がよくわからない

老若男女が集う場所を増やす必要がある

地域・団体に積極的に問題解決に取り組む

住民同士の交流の機会がない

具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
各団体が積極的な広報活動	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
「こども110番の家」のような活動を続けていく	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
地域の子どもたちに積極的なあいさつ	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

私たちができること

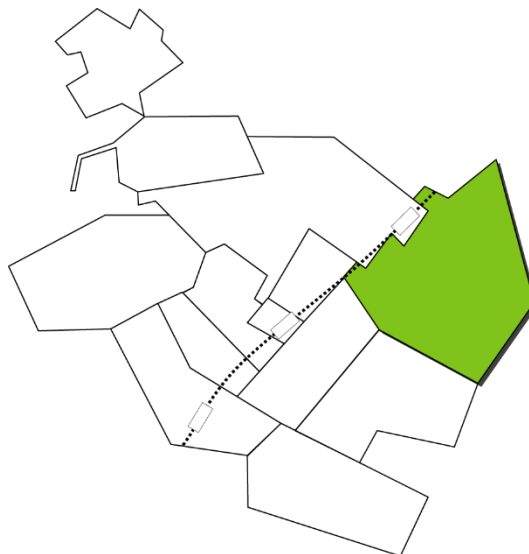
自分でできることを書き出してみましょう！

⑩豊成地区

豊成地区は本市の北東部にあって、JR求名駅の東方に位置し、山武市と九十九里町に接しています。

地区の北方、山武市とまたがる地域で、作田川沿いにある成東・東金食虫植物群落は国から天然記念物と指定され、珍しい植物の宝庫となっています。

また、地区内には千葉県警察学校があり、教育・保育施設としては、第3保育所、豊成こども園（令和4年4月開園予定）、豊成小学校があります。



■地区の状況（令和3年4月1日現在）

人口	5,645人
年少人口	572人
生産年齢人口	3,128人
高齢者人口	1,945人
世帯数	2,467世帯
1世帯あたり人員	2.29人



■地区の住民組織

豊成地区振興協議会、豊成地区区長会、豊成地区社協、豊成地区民児協、長寿の会豊成支会、子ども会豊成支会、豊成小PTA、東中PTA、食生活改善会豊成支部、体育協会豊成支部、自主防災組織、消防団第四分団 等

■地区社協の活動

- ◇ふれあい広場
- ◇すこやか親睦会
- ◇友愛訪問
- ◇戦没者追悼式
- ◇福祉委員研修会
- ◇広報「福祉とよなり」発行 等

地域の現状



皆が参加できる行事が減っている

それぞれの組織がバラバラ

新旧住民や世代間の交流がない

様々な立場のつながりが希薄

具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
すこやか親睦会を拡大	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
組織間のつながりを持つようにする	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
福祉委員・民生児童委員の活動内容を浸透	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

私たちができること

自分でできることを書き出してみましょう！

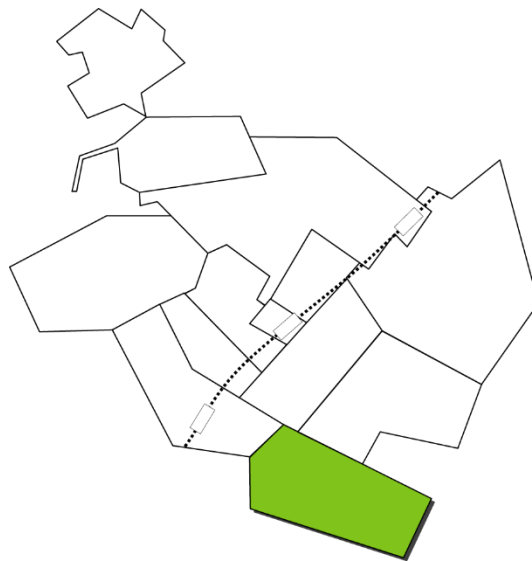
⑪福岡地区

福岡地区は本市の南端に位置し、大網白里市、九十九里町と接しています。

地区内を東金九十九里有料道路が横断しており、九十九里町へと続いています。

また、東金九十九里有料道路の小沼田インターチェンジ近くには、小沼田工業団地や東金工業団地があります。

教育・保育施設として、福岡こども園、福岡小学校があります。



■地区の状況（令和3年4月1日現在）

人口	3,459人
年少人口	290人
生産年齢人口	1,983人
高齢者人口	1,186人
世帯数	1,549世帯
1世帯あたり人員	2.23人



■地区の住民組織

福岡地区振興協議会、福岡地区区長会、福岡地区社協、福岡地区民児協、長寿の会福岡支会、子ども会福岡支会、福岡小PTA、東金中PTA、食生活改善会福岡支部、体育協会福岡支部、自主防災組織、消防団第六分団 等

■地区社協の活動

- ◇ふれあいお楽しみ会
- ◇ひとり暮らし高齢者友愛訪問
- ◇広報「福祉ふくおか」発行 等
- ◇旧福岡村合同慰霊祭
- ◇合同七五三祝

地域の現状



日頃からの共助が重要

交流の機会少ない異世代間の交流を

近所とのつながりが必要

若い世代が参加できるような情報発信

具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
定期的な福祉活動や各種行事	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
各団体間の交流と意見交換	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
交流の機会づくり	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボウ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

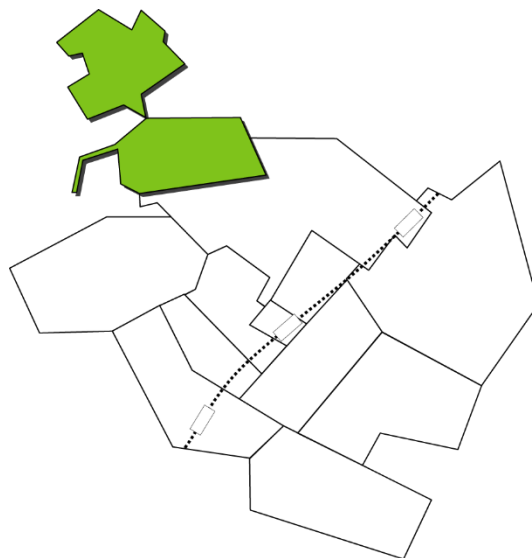
私たちができること

自分でできることを書き出してみましょう！

⑫源地区

源地区は本市の北端に位置し、八街市と山武市に接しています。

源地区は、明治時代に「日本の三模範村」として海外に紹介された歴史があります。現在では建築用の木材として知られる「山武杉」や農作物の生産が盛んに行われており、市の特産物として広く出荷されています。



■地区の状況（令和3年4月1日現在）

人口	1,757人
年少人口	96人
生産年齢人口	1,006人
高齢者人口	655人
世帯数	889世帯
1世帯あたり人員	1.98人



■地区の住民組織

源地区振興協議会、源地区区長会、源地区社協、源地区民児協、長寿の会源支会、子ども会源支会、日吉台小PTA、北中PTA、食生活改善会源支部、体育協会源支部、自主防災組織、消防団第三分団 等

■地区社協の活動

- ◇ふれあい広場
- ◇施設訪問
- ◇広報「社福だより」発行 等
- ◇思いやり研修会
- ◇地区交流会

地域の現状



具体的な取組

取組内容	取組・連携団体
公民館を利用した活動をする	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
コミュニティセンターを利用して各団体間の交流会を実施	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他
地区の広報紙を発行する	地区振興協議会、区長会、地区社協、民生児童委員、ボラ、長寿会、青少年相談員、子ども会、PTA、学校、食改、体育協会、日赤、自主防、消防団、青年会、福祉施設、商店、その他

私たちができること

自分でできることを書き出してみましょう！

資料編

1 策定の経過

年月日	内容
令和3年6月29日	○第1回東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画庁内検討委員会 【協議事項】 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけと概要について 第2次計画の実績報告について 策定方針と今後のスケジュールについて
令和3年8月	○東金市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査 標本数 2,000 人 有効回収数 632 人 有効回収率 31.6%
令和3年8月下旬～ 10月上旬	○東金市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための地区別アンケート調査 標本数 260 人 有効回収数 189 人 有効回収率 72.7%
令和3年10月18日	○第2回東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画庁内検討委員会 【報告事項】 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員について 市民アンケート及び地区別アンケートの調査結果について 【協議事項】 報告事項を踏まえた第3次計画の方向性について 第3次計画の基本理念及び基本方針について 第3次計画の体系図について
令和3年10月25日	○第1回東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 【報告事項】 東金市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の方針について 現行計画における実績報告について 市民アンケート及び地区別アンケートの調査結果について 【協議事項】 報告事項を踏まえた第3次計画の方向性について 第3次計画の基本理念及び基本方針について 第3次計画の体系図について
令和4年1月26日	○第3回東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画庁内検討委員会 【協議事項】 第2回策定委員会に向けて
令和4年2月 (書面開催)	○第2回東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 【協議事項】 東金市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 素案

年月日	内容
令和4年2月15日 ～3月16日	○パブリックコメントの実施 意見提出者数 0名 意見数 0件
令和4年3月16日	○第4回東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画庁内検討委員会 【協議事項】 東金市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 案
令和4年3月23日	○第3回東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 【報告事項】 パブリックコメントの実施結果について 策定委員の皆様から頂戴した意見等とその対応について 【協議事項】 東金市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 案

2 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条に規定する地域福祉計画及び同法第109条に規定する社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画(以下「福祉計画等」という。)を策定することを目的として、東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画等の策定に関すること。
- (2) その他、福祉計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 福祉及び医療並びに保健団体関係者
- (3) 福祉関係事業者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募による市民
- (6) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了した時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

資料編

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
(東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は廃止する。

3 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員

【委嘱期間 令和3年10月1日～計画策定完了まで】

(敬称略)

選出区分	役職等	氏名
【第1号委員】 学識経験のある者	①文教厚生常任委員会委員長	上野 高志
	②城西国際大学福祉総合学部教授	竹内 弥彦
	③元千葉県高齢者福祉課長	飯田 宏行
【第2号委員】 福祉及び医療等団体関係者	①山武郡市医師会理事	柿栖 米次
	②東金市手をつなぐ親の会会長	鎗田 敏光
【第3号委員】 福祉関係事業者	①特別養護老人ホーム福福の里施設長	市川 浩
	②ユニヴァーサル雙葉学園園長	三枝 めぐみ
	③特定非営利法人ちば地域生活支援舎理事	齊藤 操
【第4号委員】 地域団体関係者	①東金市区長会連合会理事	今関 貞夫
	②東金市民生児童委員協議会会長	松戸 誠
	③東金市ボランティア連絡協議会会長	遠山 みつ子
【第5号委員】 公募による市民	①市民代表(保護司)	高橋 京子
	②市民代表(子育て支援コーディネーター)	仲村 恵子
【第6号委員】 市長が必要と認める者	①東金市社会福祉協議会会長	真行寺 洋男
	②東金市市民福祉部長	神山 英雄

【事務局】

市民福祉部社会福祉課	課長	柴 伸一
	副課長	行方 美和子
	副主幹兼社会係長	布留川 秀樹
	主査補	柴田 卓代
東金市社会福祉協議会	事務局長	北田 兼久
	地域福祉係長	石井 里佳
	主事補	宮田 瑞月

4 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条に規定する地域福祉計画及び同法第109条に規定する社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画（以下「福祉計画等」という。）の策定にあたり、庁内関係部局の職員（東金市社会福祉協議会の職員を含む。）により必要な事項を検討するため、東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画等の策定にかかる調査研究に関すること。
- (2) その他、福祉計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、市民福祉部長をもって充てる。

(会議)

第4条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員から必要な事項について聴取し、または検討委員会に出席させることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から適用し、東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の日にその効力を失う。

別表（第3条）

委員長	市民福祉部	市民福祉部長
委員	企画政策部	企画課長
		地域振興課長
	総務部	総務課長
		消防防災課長
	市民福祉部	社会福祉課長
		高齢者支援課長
		子育て支援課長
		こども課長
		健康増進課長
	経済環境部	商工観光課長
	教育部	学校教育課長
		生涯学習課長
	社会福祉協議会	事務局長

5 用語解説

あ行

育成医療（18 頁）

身体障がい児（将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む）の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。

NPO（82 頁）

Non Profit Organization の略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称。

か行

介護予防（49 頁）

元気な方も支援や介護が必要な方も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。

協働（24 頁）

NPO法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体や、地域住民団体と市が力を合わせて公共的な課題解決へ取り組むこと。

ケアラー（3 頁）

高齢、身体上又は精神上的の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方。ヤングケアラーは、そのうち18歳未満の方。

権利擁護（108 頁）

自己の権利やニーズを示すことが困難な高齢者や障がい者などの権利を守るため、その擁護者等が支援すること。

合計特殊出生率（16 頁）

1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

更生医療（18 頁）

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。

更生保護（65 頁）

罪をつぐない、再出発しようとする人たちの立ち直りを助け、再び犯罪や非行を犯すことを防ごうとする活動。

コミュニティ（3 頁）

ある一定の地域に住む人々から成る共通の生活様式をもつ社会集団。

さ行

災害ボランティアセンター（120 頁）

震災時に設置し、被災者ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政の仲介・調整、外部ボランティアの受け入れなど、総合的なコーディネートを実施する。

再犯防止（7 頁）

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するための取組。

参画（5 頁）

政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与すること。

自主防災組織（30 頁）

公的な消防組織（消防本部、消防団）ではなく、地域住民による任意の防災組織を指し、平時は減災、災害時は初期防災活動に従事することを目的とする。

市民後見人（67 頁）

社会貢献の意欲が高い一般市民の方で、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方。

社会福祉協議会（6 頁）

社会福祉法に基づく社会福祉法人の 1 つ。社会福祉協議会は、市区町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的組織。

社会福祉法（6 頁）

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定めた法律。

重層的支援体制（63 頁）

市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくり支援を一体的に実施すること。

重度心身障害者（18 頁）

身体障害者手帳の等級が重度（1 級または 2 級）の身体障がい者または療育手帳の等級が重度(A)、(A)の 1、(A)の 2、A の 1、A の 2）の知的障がい者。

自立支援医療制度（18 頁）

医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療・更生医療・育成医療が含まれる。

シルバー人材センター（82 頁）

社会参加や生きがいづくりを希望する働く意思のある高齢者を対象に、短期的な就業や一般労働者派遣等の機会を組織的に提供する公益社団法人。

生活困窮者（39 頁）

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

生活困窮者自立支援法（66 頁）

生活困窮者に対する自立の促進を図ることを目的とする法律。

精神通院医療（18 頁）

精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

精神障がい者（82 頁）

精神疾患のある人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として、都道府県知事から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による手帳の交付を受けた者。

成年後見制度（7 頁）

認知症、障がい等により判断能力が低下している当事者に代わり、財産管理や契約等を代理人が行うことで、本人の権利を保護し、生活を支援する制度。

た行

地域共生社会（3頁）

制度・分野ごとの「縦割り」や、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括支援センター（64頁）

地域で暮らす高齢者やその家族の介護・福祉・保健・医療等に関するさまざまな相談を受け、支援を行う総合相談機関。

知的障がい者（162頁）

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者。

な行

日常生活自立支援事業（108頁）

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続の援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度のこと。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

認知症（67頁）

物事を記憶する、考える、判断するなど、認知機能が低下する病気で、日常生活を営むことが困難になること。

は行

避難行動要支援者（72頁）

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。

8050問題（3頁）

80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態。

ボランティア（4頁）

自発的、主体的に社会貢献活動を行う個人。

ボランティアセンター（100 頁）

ボランティア活動者等の育成・援助、また、需給・連絡調整を行うことで、地域住民等のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的として社会福祉協議会が設置している。

ま行

民生委員・児童委員（37 頁）

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々。

や行

ユニバーサルデザイン（60 頁）

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

第3次東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月：令和4年3月

発行・編集：東金市市民福祉部社会福祉課 / 社会福祉法人東金市社会福祉協議会

【東金市市民福祉部社会福祉課】

所在地：〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1

電話：0475-50-1233（直通） FAX：0475-50-1232（直通）

Eメール：syafuku@city.togane.lg.jp

ホームページ：http://www.city.togane.chiba.jp/

【社会福祉法人東金市社会福祉協議会】

所在地：〒283-0005 千葉県東金市田間三丁目9番地1

電話：0475-52-5198（直通） FAX：0475-52-8227（直通）

Eメール：togane.shakyo@cronos.ocn.ne.jp

ホームページ：http://www.togane-shakyo.jp/